

平成24年第1回定例会

森町議会会議録

9月会議

平成24年第1回森町議会定例会9月会議会議録（第1日目）

平成24年9月3日（月曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時40分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 行政報告
- 4 一般質問
- 5 議案第 1号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 平成24年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 8 議案第 4号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 5号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 6号 平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 7号 平成24年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 8号 平成24年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 報告第 1号 平成23年度森町財政健全化判断比率について
- 14 報告第 2号 平成23年度森町資金不足比率について
- 15 認定第 1号 平成23年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成23年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 平成23年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 16 議員派遣の件について
- 17 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋君	副議長 1番 菊地 康博君
2番 山田 誠君	3番 宮本 秀逸君
4番 松田 兼宗君	5番 前本 幸政君
6番 川村 寛君	7番 西村 豊君
8番 木村 俊広君	9番 堀合 哲哉君
10番 中村 良実君	11番 小杉 久美子君

12番 長岡輝仁君
14番 東秀憲君

13番 三浦浩三君
15番 黒田勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤克男君
総務課長	木村浩二君
総務課参事	佐々木陽市郎君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	小田桐克幸君
会計管理者	菊池一夫君
防災交通課長	福田繁幸君
契約管理課長	富原尚史君
企画振興課長	金谷孝己君
税務課長	木村哲二君
収納管理課長	野田勝正君
保健福祉課長	川村光夫君
保健福祉課参事	山田仁君
保健福祉課参事	金丸由起子君
住民生活課長	竹内明君
環境課長	横内仁司君
農林課長兼農業 委員会事務局長	久保康人君
水産課長	島倉秀俊君
商工労働観光課長	金丸義樹君
建設課長	小井田徹君
上下水道課長	石島則幸君
教育長	磯辺吉隆君
学校教育課長	清水雅信君
社会教育課長	伊藤昇君
体育課長	谷口方規君
給食センター長	坂尻正純君
図書館長	若松幸弘君

生涯学習課長	中	島	将	尊	君
さくらの園・園長	釣		隆	吉	君
病院事務長	柏	渕		茂	君
消防長	山	田	春	一	君
次長兼消防署長	松	川	眞	也	君
砂原支所長	輪	島	忠	徳	君
町民サービス課長	竹	浪	孝	義	君
保健対策課長	澤	口	幸	男	君
監査委員	池	田	勝	元	君

○出席事務局職員

事務局長	佐	藤		洋	君
事務局次長	藤	田	司	志	君
庶務係長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 1 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 2 号 森町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 3 号 平成24年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 5 議案第 4 号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第 5 号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 6 号 平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 7 号 平成24年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 8 号 平成24年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 10 報告第 1 号 平成23年度森町財政健全化判断比率について
- 11 報告第 2 号 平成23年度森町資金不足比率について
- 12 認定第 1 号 平成23年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成23年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成23年度森町公共下水道事業会計決算認定について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成24年第1回森町議会定例会9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により9月の会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、西村豊君、8番、木村俊広君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から9月14日までの12日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。私が就任してもう4年になろうかと思えます。4年前の森町の財政、選挙戦中に何度も破綻に近い、夕張の4番目に財政の苦しい町だということが何度も報道されました。私は、これに対して一番最初に財政を何とかしなければいけないということを考えたものでございました。その次に、職員の町民に対する態度が上から目線であると、非常に不親切であるという話も町民から何度も聞きました。そして、多くの町民がこの町は廃れていっている、希望が持てないという話も聞きました。また、私が就任して職員に森町の将来という題で書いてもらいました。約350人の職員が全員書いてくれました。その中でも90%以上がこの町に希望がない、働くところがないというような内容でございました。やはり私はこの町の町長になって、こういう

問題を解決しなければいけないということを一番最初に思ったものでございました。

まず、財政については、私はたしか3,000万財政調整基金があると思っていましたけれども、先日の総務課長からの話で町長、1,600万でしたという話でした。1,600万円の財政調整基金というと、この町で年間約90億円の一般会計がある町としてはほとんどないに等しいわけでございます。この財政を何とかしなければいけない。今までは、多いときには5億から6億の赤字でございました。大変な財政運営をしていたのだな、苦しかったろうなということを感じたものでした。10月20日に私は町長になって、すぐに取り組んだのが役場の財務担当の職員に現在の森町の財政について調べてもらいました。また、外部からもこの森町の財政について調べていただきました。11月10日にこの結果が出てきましたが、両方ともほぼ同じでございました。まずここからだということで見えていきました。その中で長期債務を返した後の、その後の労働分配率が40%を超えていました。これは、人件費がいかに高いかということでございます。それと、来てみてすぐにわかったのが購入品の購入費が高かったことでございます。文房具にしてもちょっとした役場内の修理のことについても信じられないほど高い買い物をしておりました。役場職員いわく、これは役場価格なのだということでした。今破綻するかもしれないと言っている町が役場価格で物を発注するほど私は裕福だとは思いませんでした。12月24日、私は町に出入りしている企業の方、経営者の方に集まっていただいて、安くする必要はない、皆さんが皆さんのお客様に出示している価格、皆さんが一般の企業に売っている価格、その価格で役場におさめていただきたいということをお願いしました。そのときに言われたのがテレビでも放映されました。俺たちに言う前にやることあるだろうと。つまりそれは、役場の中の財政をきっちり見てからおまえ言えやと私に言った言葉だと私は思いました。

翌年の21年度の予算についていろんなことを提案しました。職員には一般職員で10%、そして管理職には15%の給料カットをお願いしました。いろんないきさつはありながらそれは認めてもらって、3年間の約束でさせていただきます。まずは役場の職員の襟を正すところからということで始めたものでございました。結果、3年たった今、3年たって4年、もう私が4年になります。1,600万だった財政調整基金が18億円になりました。かなり改善されたと、一応危機は脱出したかなという感触を持っております。ただ、長期債務はまだ200億を超えております。これは、管内一借金の多い町でございます。ちょっとした緩みからまた財政危機に陥ることは私は間違いないと、そのように思っております。つい8月30日の新聞にも出ておりました。政府は4兆円を超える決裁、10月の決裁、これをできなくなり、都道府県に払わない、皆さん必要なのは借りなさいというような指示を出しました。政府は今1,000兆円からの債務で、もうすぐ1,000兆円になると思います。債務で苦しんでおります。いつ何どき我々のところの交付金が減らされる、これはいつあっても不思議ではない、そういう状況にあります。我々は、この財政についてはかなりシビアに考えていかなければいけないだろうと、そのように思います。

また、職員はみずからの提案、みずからの姿勢で今は他の町からも、もちろん町の中の

町民はもちろんのこと、役場の職員は親切になったねと、こういう声を聞いております。また、食K I N G市では冬などは朝6時前から職員が集まって、部長、管理職が集まって段取りしていました。それを見て町民の皆さんから、役場の職員も気の毒だねという声までいただけるようになりました。今役場では毎朝朝礼をやっております。そして、職場での常識的なこと、これを毎日勉強しております。まだまだ緒についたばかりで役場の職員、これからも勉強していかなければいけない、そのように私は思っております。しかしながら、よその町から来た人に褒められるというのは、私は役場の職員としては誉れ高いことだと、そのように思っております。

また、森町に誇りを持ってないというお話が多々ありました。それについては、この森町は山あり、海あり、湖あり、こんな風光明媚な町はそうはないのだということを何度も何度も広報でお知らせしました。そして、森町がいかに豊かであるか、これも何度となく私は広報で知らせております。そして、働くところがない、若者が言います。しかし、これについても森町は労働力の不足している町、だから中国から200人以上も研修生という名前で労働力を輸入している、また函館からも毎日仕事に来てくれている、また江差、厚沢部からも毎日働きに来てくれる、それほど仕事の多いところなのだということも伝えていております。今では青年会議所の若い人たちが森町はこんなにいい町なのだということをあちこちで言える、そんな町になってきました。また、中学生、小学生も森町の食料自給率についても大きな声で言えるようになりました。森町が誇りに持てるような、そんな町に少しはなったのではないかなと、そんな気がしております。

昨日行われた食K I N G市、だんだん町外からの人が多くなって、きのうは多分アンケート調査でも4割以上が森町以外の方だと、そのように思っております。多分一番の人出ではなかったのかなと、そのように思っております。また、群馬県の沼田市でスーパーを経営されている社長、会長がお見えになって食K I N G市での品ぞろえを見て、こんなに安くこんなに新鮮なものが皆さん買える、こんな町はすばらしい、ぜひ各お店と取引をしたいというお話もありました。徐々に徐々にこの森町がいい意味で知られていく、そういうきっかけになるのではないかなと、そのように思っています。しかし、いいことばかりではなくて、病院の問題はまだまだこれからでございます。おかげさまで病院にお世話になった方から私のところに前と比べたら病院は本当に変わったねという声が私のもとに入ってくるようになりました。しかしながら、まだまだ病院については私は思ったほど進んでいないと、そのように思っております。また、財政の問題についてもまだまだ安心できません。そのほかこの町がやらなければいけないことはたくさん残っているかと思えます。そういうものも考えながら、私は立候補する時点でもしやらせていただけるならば2期8年やりたいのだとお話をしました。いろいろな反省する点もたくさんございます。しかしながら、町民の皆さんのご支持をいただければもう一期4年、この町政に携わり、そしてこの町の発展に寄与できる礎をつくれればなど、そのように思い、この場をかりて私の次の選挙への立起表明ともさせていただきたいと思えます。この4年間、議員の皆さんを初

めとして職員の皆さん、そして町民の皆さんに大変お世話になったことをこの場をかりて御礼申し上げて、私の行政報告とさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第4 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第4、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここで議事進行についてお願いがあります。質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

なお、理事者側に申し上げます。現在試行中ではありますが、答弁につきましては自席でしていただきたいということをお伝えしておきます。

初めに、1、学校管理について、12番、長岡輝仁君の質問を行います。

○12番（長岡輝仁君） 学校管理について、磯辺教育長にご質問いたしたいと思います。

大津市の男子生徒が昨年の10月にいじめに遭い、自殺をするなど全国各地でいじめ問題が深刻化していますが、以下お聞きします。

北海道教育委員会が7月に各市町村教育委員会や道立学校に対し、命を大切にする指導など徹底するよう通知したとありますが、その指導を受けた前後、前と後の森町としての対応をお伺いしたいと思います。

○教育長（磯辺吉隆君） 学校管理について、長岡議員のご質問にお答えいたします。

滋賀県大津市では昨年10月、市立中学2年の男子生徒が自殺した事件が大きく報道されて、いじめが社会問題化されております。ただいまご質問のあったように、北海道教育委員会では7月11日付で命を大切にする指導の充実について、7月23日付で児童生徒のいじめの問題に対する取り組みの徹底について、8月3日付で緊急メッセージ、いじめをなくし、かけがえない子供たちの命を守るためについて通知があったところでございます。当教育委員会としましては、8月開催されました教育委員会議におきまして教育委員みずから各学校の校長、教頭から現在のいじめの状況について説明を受け、そして意見交換を行い、教育委員会の方針としていじめは見逃さない、いじめは許さないを伝え、各学校での徹底した対応をお願いしたところでございます。なお、いじめ等についての状況報告、意見交換については6月28日、7月3日、7月4日に実施した各学校への教育委員訪問においても同様に行っているものであります。また、いじめに関しての通年の活動としましては森中学校、砂原中学校に教育相談員を配置、森町教育委員会に相談室を設け、フリー

ダイヤルの開設を行って対応しているところでございます。このたびの一連の報道等を受け、7月開催されました教育委員会議において各委員連名による緊急メッセージを発信していくことを話し合ったところでございます。いじめの未然防止、早期発見、早期解消を学校、教育委員会、家庭や地域の方々と連携を密に取り組んでいくことを確認し、今度発行されます町広報9月号に折り込み配布する予定となっております。こういうふうなことにおきまして徹底的に取り組んでまいりたいというふうなことで今現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問、どうぞ。

○12番（長岡輝仁君） 教育長の答弁で、教育委員会が学校側にいろいろ説明を受けてはいますが、どちらかといえば学校側は隠蔽体質といいますか、そういうのが今までもずっとありましたし、大津市などの記者会見を見ているとそういう傾向があるのですけれども、これは説明を受けた時点で森町にはいじめがなかったのですか。それと、各生徒に対してアンケート調査、そういったことをする予定があるのですか。それを聞きたいと思います。

○教育長（磯辺吉隆君） お答えいたします。

特に今長岡議員さんご指摘ありましたとおり、マスコミによりますとやはりいじめについての隠蔽体質があるのではないかというふうなことで大々的に報道されているところでございます。私どもとしましては各学校に、これは委員会も含めてでございますけれども、いじめの問題はどの子供にもどの学校でも起こり得るもの、そして学校教育に携わる全ての関係者が改めていじめの問題の重大性を認識して、いじめの兆候をそしていち早く把握して迅速に対応する必要がある、あるいはいじめの問題が生じたときはその問題を隠さず、学校と教育委員会が一体となって対応するとともに、家庭や地域と連携して対処するなどいじめの解決を図る取り組みというものがやらなければならないというふうなことでございます。私どもとしては、各学校の管理職と深刻ないじめが起きたらまずは教育委員会に一報、隠すことは一切ないというふうなことでございます。それをまずは徹底しているところでございます。そして、家庭の役割もあるかと思えますけれども、まずは学校でそれをきちっと解決するというふうなことの徹底がまずは第一義であろうと、こういうふうなことで考えております。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○教育長（磯辺吉隆君） アンケート調査は今している最中でございまして、もう間もなく集計がされるところでございます。そして、8月の教育委員会議におきまして各学校からのいじめについての中身、意見交換したわけでございますけれども、その段階では7月末で1件ございました。それについては、今現在は解決というふうなことの今の現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問、どうぞ。

○12番（長岡輝仁君） 今教育長の答弁で、アンケート調査した結果、1件いじめがあったと、そういう報告を受けましたけれども、いじめはやはり氷山の一角、その下にはかなりのいじめがあって、いろいろ問題があれば浮上するけれども、なかなか表面化はしないのが事実でございます。道の教育委員会でもいろいろ調査した結果、四千何件のいじめがあったと聞いておりますけれども、教育長はこの間の大津市の教育委員会、また校長先生の記者会見の模様を見てどういうふうに感じましたか。それをお聞きしたいと思います。

○教育長（磯辺吉隆君） お答えいたします。

やはりともかく一度そういう自殺というふうな大きく報道をされますと、報道自体があちこちからもいろんな角度からやはり新聞紙上等々をにぎわすことが常でございます。ですけれども、一から十まで冷静かつ沈着に対応できるとなれば、なかなかこれは人間難しいものがあるかもしれませんが、しかし事は自殺というふうなことを受けて、やはり学校と教育委員会の対応そのものも問題があるのではないかというふうなことでマスコミでは大きく報道をされているところでございます。私どもとしましては、やはりまずは起きたときの初期の対応、これをいかに迅速に隠し事もせず、これを実行していくかというふうなことだと思います。そして、先ほど長岡議員言われましたとおり、いじめは氷山の一角あるいはそういうことを念頭に置きながら、やはり私ども教育委員会、そして各学校、あるいは地域の方々もどこかでそういうものを見ましたら、やはりこれは教育委員会なり、そういう関係のところによっぴり一報を入れてもらう、そういう関係者全体でもってこのいじめ、そして深刻ないじめ、こういう部分につながるようなものをいかに未然に防止していくかというふうなことに尽きるのかなと思っております。そして、もう一方ではこのアンケートを実施したから、これでオーケーだよというふうなことは全然考えておりません。あくまでもこれは、アンケートというものは次のそういう中身を見ながら解決するための一つの前段部分であろうと、私はこういうふうなことで考えております。今後何かありましたら、またいろんな場面で指導をいただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○12番（長岡輝仁君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 12番、長岡輝仁君の質問は終わりました。

次に、2、町長の町政運営と言動について、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

町長の町政運営と言動についてでございます。町長は、1期4年間の任期を終わろうとしております。民間出身の町長であり、どんなまちづくりをするのか、町民も議会も期待してはおりますが、現状はどうでしょう。高齢者を初め、町民に対してのサービスの低下、職員に対しては朝令暮改を信条とし、自分の意に反する者は左遷する。これでは、職員は

萎縮し、物を言えない状況下であり、行政の停滞を招くだけです。また、議会での審議中に議員に対しての誹謗中傷をしたり、自分の提案した案件に賛成するよう議員を町長室に呼びつけたり、第三者を頼んで圧力をかけたり、全く常識では考えられないようなことを次から次へと提起しております。これまで議会では問責決議2回、決算不認定2回可決されておりますが、これらの重みをどのように認識されておりますか。私は、ただただ町を混乱させるだけだと思っておりますが、町長はこの4年間をどのように評価されているのかお尋ねいたします。

○町長（佐藤克男君） それでは、黒田議員の質問にお答えさせていただきます。

私の4年間の実績について、黒田議員の目線で評価されての質問と判断させていただきました。問責決議2回、決算不認定2回の議会の決議についてどのように認識しているかとの質問ですが、問責決議2回は議会の暴走であり、決算不認定2回は議会が決算を不認定にするという意味を知らない議員が決議したものと判断しております。私は、議会のための行政を行っているのではなく、町のため、町民のための行政を行っているのです。過去4年前の町財政は破綻寸前とマスコミに紹介されるほどでしたが、そのような町財政になっても何ら手も打たず、ただ批判ばかりに明け暮れている議会と私との間に解釈の違いがあったとしても全く不思議ではないと思っております。私は、この4年間でほとんどゼロに近かった財政調整基金を18億円にさせていただきました。これは、日本全国を見てもこれほどの財政改革に成功した自治体はないと言われるほどの財政改革と自負しております。この改革は町民の協力、町の仕事をしてくれている企業の協力、そして身を切るような職員の協力によってできた改革でした。ただ、残念なのは職員が10%以上の給料カットに協力したにもかかわらず、このような財政にした一方の責任がある議員の皆さんが6%、7%という報酬カットには残念のきわみでございました。

役場の職員に対しての教育についても力を注ぎました。おかげさまで先ほども報告しましたが、町民からは役場の職員も本当に親切になったと褒められ、笑顔で対応できる役場窓口に変わりました。また、除雪等の依頼にも以前はなかなか対応してもらえなかったが、今は電話するだけであいているときにはすぐに対応してくれるとお礼の声が届いております。高齢者で施設に入れずに食事の心配のある方には、1日1回ですが、1食300円で配達しております。これも最大50人まで対応ができ、現在は40人ほどの方が利用しております。日本一お年寄りを大切にするまちづくりにはまだまだですが、一步一步近づいていっていると判断しております。また、職員に対して厳しいとの指摘ですが、これは民間に比べたらまだまだ甘いものです。天と地の違いがあるほどです。私は、職員の意見はよく聞く町長だと判断しておりますが、世間知らずの職員にはこんな怖い町長はいないと思われる可能性はあるでしょう。企業で社長の指示を聞けなかったら即刻解雇が当たり前ですが、この職場では自分たちの権利を拡大解釈して指示に従わない職員もおります。今でもいるというのが現実ですが、世間では信じられないことです。しかし、そんな職員はほんの一つまみで、多くの職員は不承不承でも従ってくれております。ありがたいことで

す。私の町改革は今手をつけたばかりです。これから時間と手間をかけながら進ませなければならぬと判断しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問、どうぞ。

○15番（黒田勝幸君） 町長の答弁を聞いて、問責、不認定につきましてかなり見解の相違があるのだと、このように思っております。いわゆる町長は議会の暴走だと、物事を知らない人のやっていることだと、こういうことがあれだと思うのです。ただ、16人の議員で本会議の中で理由を言って採決が行われております。これが可決しているのです。可決している意味をやはり重たくとってくれないと困るのでないかなと。これが議会制民主主義でございますから、理屈、理由はどうでもつけれます。現実を見据えた中で、やはり町長としていかなものかということを知っているのです。へ理屈を聞いているわけではないから。これは見解の相違だから、幾ら言ってもしょうがないのです。それと、やはり問責、不認定にしてもきちとした理由を言っているわけですから。そして、問責も不認定もそうなのだけれども、提案されたものに対して反対、賛成の討論があります。そうしたら、反対の人は反対討論をすればいいのだ。それもできないのだから、しないのだから。だから、私にしたならば反対の人は何考えているのかなと思っております。反対なら反対と言ってくればいいのだけれども、それで最後採決します。その結果がこういうふうに問責、不認定が可決しているわけですから、そういうことで言っているのです。これ幾ら言っても町長とは話が一致しませんので。

町長は先ほど来、行政報告の中でもこの4年間の実績、そして最初から2期8年と書いていますから、この10月の選挙にも立候補する意思表示がございました。内容を聞いてみると、まず今日の傍聴者に対するアピールかなと、行政報告とはちょっとかけ離れた選挙に対するアピールかなと、このように聞いておりました。それで、町長、町長は就任して、平成20年ですよ、10月。財調が4億3,000万ほどしかなかったのは事実です。現在は18億という大きな数字になっていました。そして、先ほども言っていましたけれども、それをアピールしております。そして、町民にも豪語し、吹聴をしております。自分になってからこうだよ。その数字は事実だと思いますけれども、その中身の事態がどうかということなのです、私から言わせると。これは、過去3年間の職員の給料を減額し、これによって得られた総額が何と10億ですよ。10億です。それと、議会も金額は少ないけれども、減額もしております。これは、もう職員と比べたら人数も少ないから、さっき町長もちょっと触れていましたけれども、大した金額でないと思います。さらには、平成21年度から23年度までの3年間で国から交付税が来ます。これが当初予算額より決算額で16億6,100万円が決算額では多くなっているのです。これは、いろんな事業に使っています。しかしながら、これも残っていく一因なのです。要因なのです。ですから、この金額残って別に不思議のない金額だと。それを実行した、特に職員の給料を大幅にパーセンテージで減額していますから、これはなかなかよその人はできない。それは評価しますけれども、中身

は残るべきして残ったお金だよと、これを町長の実績にされては困るわけだ。これは、財政調整基金はたまるべきしてたまつたと。佐藤町長の実績として呼べるでしょうかと、私はこう思っているのです。これは、ただ単なる数字のトリック、わからない人はそう思うてしまうのだよ、町長は言葉上手だから、なかなか。話術が上手だから、わからない人はそう思うてしまうの。中身を検討したら、そうではないのですよね。

実績を口にするのであったならば、町長はみずから町のセールスマン、もうこれ町長の公約ですから、町のセールスマン、それで庁舎をあけて全国を飛び回ってこの森町を宣伝しております。それで、誰もが認める成果が上がったのかなと、そこが問題なのです。それで、町長は名刺にも書いてあります。食料自給率276%か。エコエネルギー自給率180%で北海道で最も温暖な町だと。全国でもこれだけ恵まれた町はないよと、そういうことも言っけて宣伝しているのでしょうか、名刺に書いてありますから。それで、4年間によその町から町長の話聞いてどれだけの方が森町に移住してきたのでしょうかね。いわゆる町長の効果です。それで、この4年間で企業誘致したのですか。それによって、町民の働く場を確保したのですか。企業を誘致すると人口も増えると思うのだけれども、そういうことをしてきたのですか、随分宣伝に歩いているようだけれども。

それと、森町の物産的なもの、特産的な販売拡張、それで宣伝して企業がどれだけ潤ったのですか。潤ったのであったならば、それはすなわち税収にはね返ってくると思うのです。それで、税収を調べましたら前任者のときより、佐藤町長の前だよ。前任者のときよりもこの3年間、連続して減収になっているのです。いろんな要因はあるでしょう、人口も減っているから。だから、宣伝している割合に効果がいかなものかと。確かに言ったからといって、すぐ効果が出るということでない、町長の言うとおりに。だけれども、4年間で任期今終わろうとしているのです。その中で町長が森の宣伝マンとして役場をあけて走って歩いて、どれだけの効果があったのかと、私はそこを知りたいのです。目に見えた効果がさっぱりないと、私はこう思っているのですけれども、その点1点。

それから、3回しか言えないから、この手紙、6月22日付で森町森川町、一町民ということで私に匿名で届いております。これは用紙3枚つづりになっていまして、これをコピーとりまして総務課の職員に町長の机に置いておいてくださいと置いてきました。そうしたら、町長から返事来たのです。私に直接来ればいいものを事務局を通してきたのだ。これを見たら、これの内容は町長もごらんになっているから返事来たのだから。この内容は、そのとき宮原先生がたまたまやめることになったと。それとともに看護師さんが6人やめることになったと。どうなっているのですかという苦情の手紙なのです。議員も議会もしっかりやっけてくださいよという手紙です。それをやったら来たのです、返事が。これは全部読み上げるわけにいかないけれども、森町出身の議員の方たちの病院への無関心さがこのような病院をつくった主な原因だと確信しております、今その後始末をしているのが現状ですと、こうあるのです。それから、このようなどうしようもない病院にしたのは、あなたたち議員にもあることを認識することが大切ですと。この手紙を出した女性は、黒田

議員の知っている方でしょうから、このことをお伝えくださいと。いや、あなたが手紙を書いてくれとお願いしたのではないかとも思っておりますと。あなたならやりかねないと思っておりますと。それと、今の議員、一部の森選出の議員を除いての10人の議員はレベルの低さに驚いております。その頂点にいるのが黒田議員だそうですと、こう書いているのだよね。先日の議会で、私はあなたに対しておまえと呼び捨てした。軽蔑する人までをさんづけで呼ぶほどお人よしでないと言っているのだよね。これ議会の本会議でやっているのですよ。あなたの業界の方もあなたがよくうそをつかれる方だと言っておりますが、本当によくうそをつかれる方だと私も確信しておりますと。どうか私からこの返信をあなたの支持者の女性の方にお渡し願いますと。この返信は私の後援会の数人に渡しますので、ご理解くださいと、こう書いている。そして、佐藤克男で来たのならそれはいいのだ。森町長、佐藤克男と書いているのだ。これ公人ですよ。だからあえて読み上げたの。この手紙を親切心で私はメモ用紙に町民から病院についてこういうことが来ていますので、参考にしてくださいとメモ用紙に書いてやったのに対して、病院のことで言うならともかく、何でこれ個人の誹謗中傷まで書いてよこすの、町長たるものが、まして議場でこのことを。全く考えられないのだ、私にしたら。これ来たけれども、私は町長に何も言っていません。いずれいつかの機会に言えると思っておったから。それで、今日あえて一般質問の中で言わせてもらったのだけれども、この辺の町長の考え方。

それと、さっきあったでしょう。町長は答弁していないけれども、議員に対して圧力、自分の意見を通そうとして圧力、それは本来町長室に呼んだり、議員の自宅に第三者を、町民を連れて行って圧力をかけるというのは、それはどんなになっているのだろうね。全く考えられないね、私にしたら。その辺、明確な答弁をお願いします。

○町長（佐藤克男君） 縷々ありました。4年間町をあけていて、町役場をあけていて、そして成果が上がったのかと。きのうの食K I N G市もあなたは来なかったですね。食K I N G市の予算を削ったのはあなたでした。あなたの提案で半分にしました。お金がないのではないのです。あるものを削ったのです。ですから、奇数月しかできなくなってしまいました。きのうもすごい人出ですよ。すごい人出です。それから、先ほども言いましたけれども、群馬県の沼田市からわざわざこの食K I N G市を見たいと、そして見に来ました。この一言に尽きるのではないですか。また、私が講演して多分年間100人ぐらいはこの町に遊びに来ているでしょう。見に来ているでしょう。あなたは10年以上も議員をやっているそうだけれども、誰かよそから人を連れてきたことありますか、政治家として。私は……

（「真面目に答えろや、だめだ」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 議長、議会運営委員長がこれですよ。

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

（「議長、質問に対する答弁なんだから、間違ったらだめだ」の声あり）

○議長（野村 洋君） 町長、答弁してください。

○町長（佐藤克男君） やったからといって、4年やそこらで成果が上がる。私は早いほうだと思っております。成果は上がってきていると、私はそのように思っております。また、全国的にも有名なすし屋さんが森町の生鮮食品を買いたいと、そして全国のおすし屋さんにもそれを届けております。そういうこともやっております。今少しずつであるが、森町に対して注目をいろいろなところが来ております。また、私が商標登録に出したものの、これも徐々に徐々に知れ渡ってきております。3.11で売り上げがぐっと落ちたトウモロコシなんかは今年は大分復活したと聞いております。ですから、私は徐々に徐々に今上がってきていると、そのように認識しております。

それから、手紙の問題でした。黒田議員は読みませんでしたけれども、黒田議員に対する歯の浮くようなお褒めの言葉、私は本当に身の毛もよだつような、そんな感じをして読ませてもらいました。ある医者に対して、確かに誹謗は悪かったです。その人のことを何でやめさせないのだというようなことを書いてありました。しかし、その方は森町に来て家まで建てて来ています。そして、森町のために頑張ってくれているのです。そういう人たちに対して、私は感謝の気持ちはないのかということをお願いしたいのです。批判ばかりではなくて、森町に居を構えて、そして森町の町民の医療に頑張っていってくれる。それは口の聞き方、そういうものも悪いでしょう。でも、それにはここでは言いませんけれども、それなりの事情がありました。議員の方たちに僕は病院に行ってもらいたい、国保病院に行ってもらいたい。今現在では議員16名の方、ほとんどが森町の国保病院を使われておりません。残念なことです。トヨタ自動車の方はトヨタ以外の車に乗れません。当たり前です。日産自動車に勤めている人が日産自動車以外の車に乗ることは、できないのではなく乗れません。

私は国保病院、非常にいろんな問題を抱えております。やはり議員の方たちが行ってもらって、そしてどういう現状なのか、本当に現状を見て、そしていろんな対策を練ってもらいたい、そのように思っております。これは、しんから思っております。今病院の中は非常に変わってきております。変わってきております。ある方からは、看護師さんは本当に親切になったということを行っています。前は患者さんだったけれども、今は患者様と呼んでいると。この言葉一つにしても我々を大切にしてくれているのだねというお話までありました。民間の病院、また函館病院でも、函館病院は民間ではありませんけれども、あそこでも患者様です。森町では患者さんとなっておりました。そういう言葉一つにしてもそのようになってきております。函館の大きな病院の事務長を連れてきました。月に数万円のことをその事務長にねちねちと言って、年間数千万の経済効果を上げてくれたその事務長をやめさせる原因をつくったのも議員でした。また、このたびやめなければいけないことになった事務長についても頭ごなしに全員協議会で叱り飛ばして、その事務長もやめてしまいました。それも叱り飛ばしたのは議員です。あえて名前は言いませんけれども、私はひどいことをするものだなと。彼らは本当に真剣になってやっておりました。その緊

張をしているところにああいう水を差すようなことをやられたら、どんな人間でも私はやめてしまうと、そのように思います。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) ちょっと注意して、議長。

○議長(野村 洋君) 静粛に願います。

○町長(佐藤克男君) 私、手紙については、議員の皆さんもぜひ森の病院を使っていたいて、そして現状を把握してもらいたい、そのようにお願いを込めてあの手紙を書きました。また、この手紙は誰れさんが書いたと思われまますよという話まで私のところには届いておりました。

議会に対する考え方、そういうものについても黒田議員は言っております。いつも議決するとき10対6になります。私は、それがわかりませんでした。ですから、私はわからないから議員の方に言って、今度のこれについては協力してもらいたいと、圧力ではなくてお願いに行きました。これは政治活動の何物でもありません。これを圧力と言うのでしょうか。私は、こうしなければだめだとは言いません。何とかお願いしたいと頭を下げて私は言いました。直接行ってはいけないところについては人を介して行きました。当たり前だと思います。それは政治活動です。圧力ではないです。当然それは政治活動として行うべきことであって、私は政治活動の一環としてそれは議員に対して、この議決に対しては何とかお願いしたいと。これは食K I N G市の開催でした。私は、何としてもこれは毎月やりたいと。5回ほどできなくなりました。黒田議員の予算の削減によって5回ほどできなくなりました。1回200万の売り上げとして、約1,000万円の経済損失でした。では、その黒田議員が食K I N G市に何回来たか。今年になって私は1回しか見ていない。昨年も1回かそこらだと思います。現場を知らない人間がそのようなことを言っているのです。そして、私から話し合いを申し込みたいと。町長と話したくないと。これは出店者からも要望があったはずです。今実現したかどうか私はわかりませんが、そういうものに対しては応えていない。私は、現場をやっぱり見てもらいたい。病院にしても食K I N G市にしても何にしても現場を見ていろんなものを判断してもらいたい、そのように思います。

以上でございます。

(「議長」の声あり)

○議長(野村 洋君) 追加ですか。

○町長(佐藤克男君) 議長に申し入れたいことがあります。私が話していると堀合議員がもう茶々を入れるのです。これは、私は議会ではないと思います。そして、彼は議会運営委員長です。ですから、私はこれからもあるのだったら出ていってもら、退場を命じてもらいたいと思います。これは私からの提案です。

○議長(野村 洋君) まず、議事進行をします。

(「議会というところは真実を言わないとだめなの。いいかげんなこと

ばかり話しているからだめなの」の声あり)

○議長(野村 洋君) 黒田議員、再々質問、どうぞ。

○15番(黒田勝幸君) 議員の人がほとんど町立病院に行っていないと、こういうことね。実態わからないで何しゃべっているのだというような物の言い方だものね。町長、前にも何かの機会に言っていますけれども、病院は隣に病院あっても合わないに行かないのよ。ましてやこの国保病院は、常に先生がかわるわけでしょう。そうしたら行かなくなるのは当たり前の話だろう、議員でなくたって町民だって。それが実態だと思うの。だから、毎年のように減っているのです、お客様が。それを議員が行かないで何しゃべっているのだなんてわけわからないと言っているけれども、行きたくなるような、そこにかからなければならぬような病院にしたらいいでしょう。何もなっていないから行かないだろう。そうでないの。私は町長に言われて行ったけれども、行っているけれども、そうだと思いますよ。それと、やはり国保病院は総合病院ではないから、早い話が外科と内科だけだから、やはり専門病院に行かざるを得ないのだ。だって、機械いっぱいあるといたってろくに検査もしないと言っている人もいるよ。だから、これまで町長がなってからいろんな機材入れて2億以上も入っているわけでしょう。その機械が果たしてどれだけ稼働しているかと、これも疑問ですよ。立派な機械を入れたのだからやる人がちゃんとしない。それと、積極的にやる気ないと機械は動きませんよ。だから、一概に議員が、町民が行かないとか、そういう言葉にはならない。

なぜならば、実は最近葬儀も形態変わりました、家族葬というのだから、密葬というのだから、こぢんまりやる人が多くなりまして、私もきのう3カ所行ってきたの、新聞記事見て、葬儀終了のを見て。そうしたら、ある家庭の人が町立病院で亡くなったのだから。そうしたら、あんな対応の悪い病院はないと。医者も看護師さんもそうだと。これだもの、行かないだろうなど。議員、議会ちゃんとして、困りますよと、そう言われました。きのうです。町長に入ってくるものは、よくなったという情報が多いのしょうけれども、かかっている人、きのう聞いたばかりなの。そういう人もいるの。だから、町長はいいことばかり言っているけれども、実際にかかっている人がそうですよということ。

それから、事務長さんが8月いっぱいやめられましたよね。そうしたら、ある町民が10日、2週間たたないな。朝こっ早く来たのです。そうしたら、きのう飲食店で町長と会ったと。そうしたら、いろんな話ししている中で、お互いに飲んでいるからしようがないのだろうけれども、町政のことから病院のことからいろんな話になったと。そうしたら、事務長が8月いっぱいやめるのだと。それは、黒田議員が早い話、厳しい質問をするからやめるのだと、こう言ったというわけだ。そうなのですかと来たのです、確かめに。だから、質問はしますよと言ったの、私に限らず。特に最近は町立病院の質問が多いですよと、現状がこうだもの。そう言いました。議員は質問をするのが仕事だと。それは時には厳しい質問にもなるでしょうと。そうしたら、あなたたち町民として質問しないほうがいいのですかと言ったのです。質問をしなかったら、くそにもならない議員だと言うでしょ

うと言ったの。1日5万円ももらうものだもの、どこに。5万円ももらって質問をしなかったら大変なことになるよねと思うのです、私は。だから、我々は質問をする、時には腹立つような質問にもなるでしょうと言ったの。それは管理職の仕事ですと言ったの。それと、町立病院の事務長にしては、北海道一の事務長なのだから、そのぐらい言われてやめるようならどうしようもないね。だから、私はほかに理由あるのでないですかと。それは町長、一流の責任の転嫁する有名人だから、必ず悪者をつくるのだと。それで議員に言われて、それに耐えられないのでやめたのだと。それはそれでしょうがないのでないですかと言ったの。私はそれ以外にあると思いますよと、ご家庭の事情が。

それと、話しているうちに町長があなた税金そうしたら何ぼ払っているとかと、そういう発言もしているのだからね。それ全くよくないよ。飲み屋だか食堂だかすし屋だかあれだけれども、町民に対して税金何ぼ払っていると、相手の言葉もあれだったのでしょうけれども、余り町長としてよくないのでないの。税金は、その人の収入によって払うわけだから、余り大衆の前で町民と論戦するというのはいかがなものかと、私はそう思っているのです。

それと問題は、さっきの私にきた文書なのだけれども、業界の人があなたほうそつきだと。これ捨てがたいですよ。教えてほしい。ここでは言われないうけれども、私聞きに行きますから。私は町長よりうそつかないから、はっきり言って。町長と違うから。人の責任にしない。私うそつかないので有名だから。だから、こういうことを言われると困るの。だから私は、この業界というのは、私は今やっていますけれども、理容業界のことを言っていると思うのです。まさか議員の人が言っているわけでないだろう、うそつきだって。私は議員は信じているから。この業界の人というのは、床屋の業界の人だと思うのだけれども、後で教えて、行ってくるから、確かめてくるから。町長がこの人から聞いて真実を言っているか確かめてくるから。

それと、この女性の方、私は知らないから渡しようがない。匿名だから知らない。やらせでもない。私そういったことしないから。

それから、この返信は私の後援会の数人に渡します、ご理解くださいと。渡したの、何名かに。それを聞きたい。この内容も確かめないで、町長たるものが第三者に渡していいの。大きな問題。これ本当に警察問題だよ、あなた。こんなうそ八百書いて、確かめもしないのに人様に渡す。渡したのは何人に渡したの。ちゃんと言いなさい。だめだよ、いいかげんなことばかり言っていたって。

これ3回で終わりだから、納得するような答弁をお願いします。それと、質問の内容だけに言って。要らぬこと言わなくていいから、お願いします。

○議長（野村 洋君） 黒田議員、ちょっと待ってください。黒田議員、先ほどの発言の中で日当、議員の1日5万円という発言がありました。事実と反しておりますので、ちょっと訂正していただきたいと思います。

○15番（黒田勝幸君） それは、5万円というのは町長がかねがね発言している言葉だか

ら。実際もらっていないよ。町長は定例会とか常任委員会とか、その日にちだけを計算してやっていると思うのです。だけれども、議会はそれだけでなく年間百七十何回も、議長にしたら毎日のように出ているわけだから、そういうことからいったら5万円という数字、知らない人は本当にするから、それで町長の言葉を言っただけ。

○議長（野村 洋君） 先ほどの削除でいいですね。

○15番（黒田勝幸君） 削除をしてください。

○町長（佐藤克男君） 何の質問だったのか、ちょっと質問の内容がよくわからない、自分の意見ばかり言っていたと思います。

行きたくなる病院にきなさいと、行きたくない病院だから行かないのだという話でした。行きたくない病院にしたのは、黒田さん、あなたにもあるのではないですか、十何年も議員をやっている。私は、そういうものを感じているのです。ただ病院が悪いだけではない。今までこんな病院にしたのは誰なのですかと。私は、そういうものも議員の一端にもあるのだと、そのように思っているのです。そういう意味で、私は邪魔しないでもらいたいと。今改革をしている、それを邪魔しないでもらいたいということを私は言っているのです。もう本当に前事務長もこれは前のお医者さんのことでは夜、夜中何度も起こされて、そしてやっていました。緊張していました。あなたは厳しい質問だと言いましたけれども、あれは厳しい質問ではないです。越権行為です。病院の事務長は、あなたの部下ではないです。議員の部下ではないです。あなたは叱り飛ばしていました。私はあのときに、これは困ったことだなと、また二の舞になるのではないかなと、それを心配しました。案の定そうになりました。あれほど失礼な意見はないです。質問ではないです、あの質問は。あれは非常に失礼な。あなたは組織って知らないから、自分で会社を運営して何人か人を使ったわけでもないし、組織を知らないからああいう言葉が出るのでしょうかけれども、どんなあれでも私はあれは反省することだと思います。

そういう厳しい意見も受けるのも管理職の仕事だと。とんでもないです。部外者に叱られる、厳しくののしられる、あなたはあのときののしったのです。だから、私は本当にまづいなと思ったのです。案の定そうになりました。堀合議員、あなたもそうでした。ですから、ぜひ僕は病院に議員の皆さんも行って……機械が使われてない。本当に機械使われていないのですか。私はそれを聞きたいです。でも、黒田議員、聞いた話ばかりではなくて、自分で行って確かめてもらいたい。聞いた話ばかりで、これでは感情だとかいろんなものが入るから、いろんな問題があるのです。でも、私はぜひ現場に行って聞いてもらいたい。私はその手紙に書いたことについて、いささか失礼なことも書いたから、この場をかりて謝らなければいけないこともあろうと、そのように思いますけれども、でもこのようになった一つの原因もこれはお互いさまだと、私もそのように思っております。でも、これからはそういうことのないような議会運営、私もそういうものにタッチしていかなければいけないと、そのように思っている次第でございます。

質問に答えたつもりなのですからけれども、こんなものでよろしかったのでしょうかね。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) それは、あなたが私のところに来ると言ったのではないですか。ここで言うのではなくて、私のところに来ると言ったのではないですか。だから、そのときに……

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) 数名。私は2名の方に渡しました。
以上です。

○議長(野村 洋君) 黒田議員、いいですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 何かすっきりしていないですから、もう一度許します。
○15番(黒田勝幸君) そうしたら簡単に。町長の見解を聞きました。私がとんでもない質問をしているということですけども、私は議員として当たり前の質問をしていると、こういうふうに捉えています。これは見解の相違ですから、後ほどもう一回議事録を見させていただきますけれども、要するに町長は何でも相手を悪者にしてしまうの。今まで全てのものがそうだろう。悪者をつくってしまうの、言葉巧みに。だから、本当に自分が悪いのだろうかかと、こう思ってしまうわけ。だけれども、実際考えてみるとそうでないのです。話術が上手だからそういうふうになってしまうの。だから、私の言いたいのはこの4年間で、それは4年で実績を上げれと言ったって無理な話だから、町長にすれば2期8年と最初から言っているのでしょうけれども、私はこの4年間でどれだけの実績がそうしたら上がったのだろうと。これだけ役場をないがしろにして走って歩いて、どれだけの実績が上がったのだと。それが実際に税収として還元されているかということをお私言ったことだから、その辺をじっくりやっぱり再度検討してもらいたいと思うのです。これは、いい悪いは来月選挙ですから、町民が決めることで議会で決めることでないから、それは仕方ないのですけれども、私の評価はそういうようなことだということでございますので、よく町長も反省するところは反省してひとつ取り組んでいただきたいと、こういうことで、一般質問で答弁要らないというのも申しわけないけれども、そういうことです。

○議長(野村 洋君) 町長、簡略に。

○町長(佐藤克男君) 簡略に言います。よその町も同じように交付金は受けております。町も十数億円の交付金を特別に受けております。しかし、よその町ではそれだけ増えたかと。これは増えていません。うちの町が増えています。そういうものを実績と言うのです。ぜひ黒田議員、そういうことをやっぱり頭に入れて、そしてここは考えてもらいたいと。それが議員の仕事です。そういうことをお答えして私のお答えにさせていただきます。

以上です。

○15番(黒田勝幸君) 終わります。

○議長(野村 洋君) 15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

どうでしょうか。休憩にしますか。

(「休憩」の声あり)

○議長(野村 洋君) それでは、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、3、芸術文化の発展と保存に関する教育長の言動について、10番、中村良実君の質問を行います。

○10番(中村良実君) それでは、私から教育長に芸術文化の発展と保存に関する教育長の言動についてということでご質問を申し上げます。

森町の芸術文化の推進のため、芸術文化活動家と交流を深めながら森町の文化発展に努力をしてまいりたい、また先人の築いた業績に現在活動している町内にかかわる人たちの芸術文化活動を記録保存し、町の芸術文化の発展に資することを目的として、それは絵画、文芸、工芸、書道、華道、陶芸等に重点を置き進めていく、こうした考え方でこの会が動き始めようとしております。この件で教育委員会に協力をお願い申し上げました。大変に前向きで積極的にバックアップ等をすることで了解を得ました。その趣旨を会に伝えました。代表者がお礼を兼ねて教育長を訪問しております。以下お尋ねします。

1つ目は、その方に会って快く会話をしたのでしょうか。

2つ目として、教育長という責務での対話であったのでしょうか。

3つ目として、教育長は住民、議会議員とでは言葉の使い方など会話の手法が変わるのでしょうか。

以上、3点についてご質問をいたします。

○教育長(磯辺吉隆君) 中村議員のご質問にお答えをいたします。

この件につきましては、7月だったと思いますが、中村議員が来室され、大卒協力することで話をしたところでありまして。その後、その会の代表者が来室され、私と2人でお話をし、大卒協力することでお話をさせていただきました。ただし、細かいことは担当課と打ち合わせをしてもらいたい旨お話をしております。顔見知りの方でありまして、普通の会話であったと思っております。せっかく来室されましたので、まだいろいろな話をしたかったのですが、他の打ち合わせの時間を大きく過ぎたこともあり、お話を終えたところでもあります。これにつきましては、もう少し時間が欲しかった、足りなかったのかなというふうなことで考えております。この話につきましては、教育長としての立場での対応であります。

それから、住民、議会議員等の関係でございませけれども、基本的に変わることはございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（中村良実君） ただいま答弁をいただきました。

1 問目なのですが、会話をした、そしていつもと変わらない会話をしていると、そういうお話でした。でも、この方にしてみれば何か最初から、会話の出だしから教育長はそそくさとしていたと。それは、恐らくは町長との打ち合わせ時間、町長と会う時間とうまくかみ合わなかったのかなと、そう私は思っただけなのですが、それならそのように何時からは誰それとお会いしなければならないよと事前に言って私は話をすべきだと思いません。しかも、この方が行ったのは前向きに、私は前向きに教育長は検討していますよと、非常に協力的であったよと、そう伝えているのです。ですから、この方は教育長にお礼も言いたいと、そして会を進めていくその趣旨等についてもお話をしたい、理解をしてほしいと、そういう考え方でお邪魔しているのです。それを私から言わせると、そうではないのです。教育長は、そうした次の日程がある、だからそそくさとして会話を終わっているのです。終わり方もそういうような状態で終わっている。ですから、私から言わせると失礼だなと。こういう日程があるとするならば、事前にそうお話をする、もしくは日を改めてほしいとやればいいのか、私はそう思います。

それから、2 番目です。私はそうしたことからして、教育長は教育長という責務の中での答えではなかったであろうと、対応ではなかったであろうというふうに捉えました。今森町に必要なことなのです、このことが。しかも、行政から何も話がないと。これではだめだと。民間でもって立ち上げない限りは、森町の文化というのは、文化芸術というのはなくなる、そして過去にもあった立派なそうした作品等も全部よそに出てしまう。教育長、考えてください。今こういう文化施設がないところ、渡島管内でやや同じぐらいの町で。隣を見てみなさい。七飯町はあります。当然北斗市もあります。八雲もあります。長万部もあります。松前もあります。この近辺では森です。1 度私はこうしたことでもって常時展示室が欲しくて一般質問をしたことがある。このときはだめでした。だめだというのは、その建物がそうしたものに不向きであるという、そういう結論でした。それはそうでしょう。ですから、教育長、私は教育長の責務の中でそうした住民が行ったときにはきちっと対応をしてほしい。もう一度きちっとお話をしてください。

それから、3 つ目なのですが、私はすごく今回これは重要視しているのです。恐らく教育長の今の答弁の中でも私は教育長はそういう認識のもとで言っていると思うのですが、我々は町民の代表なの。町民の代弁者なのです。それを教育長は忘れていると思います。議員にはいろいろな言葉を使っとうまくお話をする。そして、町民にはそれらのことをカットして物を言うのです。要するに簡単に言いますと、議員へ言うときにはあやをつけて言う、町民に言うときにはそのあやがないよということなのです。だとすれば教育長、今日もそう。本会議の答弁も常任委員会の答弁もそうしたことの答え、議員が対象ですから、議員に返す言葉というのはあやなのです。あやがついているのです。森町の教育長ですよ。私は、森町の教育長がそういうような言葉を使うということについては賛成ではありません。

ん。もう少し住民も議員も同じレベルでもって、同じ目線でもって対話をしてほしい。同じレベルでもって答えも返してあげてほしい。そうでなければ不信感を抱きます、町民が。本来は、私はこれ一般質問で取り上げたくなかったのです。なかったのですけれども、このように私はこのあやということにすごくこれはいかぬと。そういうことでもって教育行政をやられたら、森町の教育行政は大変です。

なぜならば、教育長は私と会話をしたときにはすこぶる前向きであった。そして、社会教育にもすごく関心を示した。私は、どちらかといいますと有頂天になって帰りました、そのときは。そして、その日のうちに私はこの方に報告しているのです。前段で言いましたように、教育長はすこぶる前向きで、すこぶるいい返答をしましたよ、その返答はこうですと報告してあるのです。その方々も喜びました。そんなに行政が力をかけてくれるのであれば、これからはうまくいくねと。一番心配してあった会議等でも声をかけると社会教育の職員が来てくれる、そしてパソコンも場合にはやってくれる、印刷もかけてくれると。この会の人方にしたらお金がないわけですから、印刷をかけたときのコピー代金、用紙代金、これらも行政がやってくれるというからお金かかりませんよと。すごく喜んだのです。そんなに教育長が前向きであれば、それはもう万々歳だと。だけれども、何日か後にはころっと変わっているわけでしょう。ですから、私は教育長という立場の中でもってもっと住民にきちんと説明をする、議員にあやつけるぐらいであれば町民にあやをつけてほしいのです。議員ではなくして町民にあやをつけて、そして町民に納得してほしいのです。

今この方々は、森町の財産なのです。財産をつくろうとするのです。しかも、今森町の町史ありますよね、教育長。森町の町史、55年の3月15日に発行しているのです。32年経過しています。そうしますと、森町の町史も再編しなければならない時期に来ているのです。これも話しました、2人で。そうだねと教育長も納得してくれた。だから、森、そして旧砂原町の町史、砂原出身ですから、48年の4月に7年をかけて発行しているのです……失礼しました。発行は平成12年の3月31日ですか、31日に発行しているのです。経過は12年ぐらいの経過ですから、まだ10年ちょっとあるかな。こういう発行物というのは、大体30年めどでもって再編していくと。それもお話ししたときは教育長もわかっているのです。だから、そういうこと等もあるから、これらの方々がこのつくる会でもってその資料等も提供すると言っているのです。ですから教育長、もう少しこの方々に力をかけてあげてほしい。ですから1、2、3、これについてご返答をお願いしたい。

○教育長（磯辺吉隆君） お答え申し上げます。

町民と議員との関係でございますけれども、先ほど申しましたとおり基本的には変わることはございません。

あと、いわゆる芸術文化に係る自主的な活動、これはやはりその会の自主性、主体性というふうなものがまずは重んじられることだろうと思います。ただ、行政の守備範囲、いろんなことはございますけれども、いろんな形で陰に陽に行政がいろんな形で困ったこと

があったら、例えば行政の立場なのか、個人的な立場なのか、いろんな形でのかわりというのには実際には細かいことはつかんでおりませんが、そういうかわりは出てくるかなと。実質私もちょっと答弁がずれるかもしれませんが、旧砂原町時代でも磯辺君、ちょっとこれ手伝ってくれないかというふうなことがあれば、手伝える範囲内でお手伝いをしていたというふうな経緯もございました。それは誰々の課、誰々ばかりというふうなことではなくて、やはり町職員としてそういう技術を持っているのであれば、ちょっとお手伝いしてもらえないかというふうなことは過去にもありました。そして、この件につきましては私は本当に時間がなくて、その方とまだまだいろんなお話をしたかったところでもございますけれども、そして最後のほうには本当にごめんなさいと、今ちょっと時間大分経過しておりますけれども、大変申しわけありませんけれども、この辺でちょっと次のほうに行きたいと思っておりますというふうなことを私としてはご丁寧に申し上げたつもりでございます。結果として私は時間が足りなかったのではないかなというふうなことで思っております。

それで、その方とお会いしてから大分しばらくたちましてから8月25日、これは土曜日でございますけれども、朝9時半に向こうの会の代表の方とその活動を一緒にされている方お二人、そして私と伊藤課長と4人で公民館でこの件についてお話をさせていただいたところでもございます。そして、その方はペーパーを今度は用意されまして、文言もありますので、わかりやすいなというふうなことで、話をしてもすごくわかりやすいというふうな、そういう中で粛々淡々としたお話をしております。その中身については、余りここでは申し上げるべきでないなと私は思っております。至って普通の会話で何事もなく、当初話したような形のもので粛々淡々と進んでおりました。その方もやはりペーパーを持ちまして最初から親切に、私どもにお話を前に聞いたことではありますけれども、再度親切にお話をしてくれました。すごくわかりやすかったと思っております。ただ、会の立ち上げについて大分ご苦労をされているなというふうなことは、そのときには感じていたところでもございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問、どうぞ。

○10番（中村良実君） 教育長、3問目ですから最後の質問なのですが、余り細かくいろいろと言いたくはありません。どうなのですかね。教育長は今8月25日ですか、には十二分に話をされたと言うのですが、私はそうでないであろうと、そう思っております。それはそれとして、教育長、この会の立ち上げ、これから森町の大事なものを今やっていこうとしているわけですから、森町創作の会、これには私は全面的に協力してあげたほうがいいと。教育長は全面的に協力ということについては、クエスチョンマークが今つきましたね。そうではなくして、私は全面的に協力してあげたほうがいいと。それは、この会の調べ上げたものというのは町の財産です。個人のものではないのです。それを教育長は忘れておられると思います。こういう会が作り上げたものは森町の財産になっていくということをきちっと考えてください。考えないとだめなのです。そうでなければ教育委員会の意味

がないのです。はっきりと全面的に協力していきますと。教育長は私と会話したときにこういうことも言っているでしょう。全面的に協力しますと。そして、会議等については職員も派遣してもいいし、必要があったら言ってくださいと、出しますよと答えているのです。そのときにつけ加えた言葉に、こうもつけ加えているのです。そうした中に出ていくことによって社会教育も身につけていくでしょうと、それらにも期待しますと教育長は言っているのです、私と2人だけの話では。ところが、全然今のお答えの中ではそれが出てきませんね。でも、教育長、これはやがてすぐ必要になるのです。それまで教育長、教育委員会としては町史のことなんて考えていないよと、まだ先の話だと言うかもしれません。でも、1年や2年で終わるわけではないのです、町史の編さんも再編さんも。私は、そういうことを考えたら早目に手をつけていながらそういうものやっつけていかなければならないと思います。

それにはもう一つなのですが、これちょっと教育長、それならおまえの話外れるぞと言うかもしれません。先ほど言ったみたいに全部と言っていいぐらいの町には、そうした文化芸術の拠点があるのです。そこを中心にしてこうした芸術文化を育て育んでいるのです。教育長も見に行ってきたでしょう。何力所か見ているはずで、職員を連れて。そうしたら、そのように私は進めてほしい。教育長は、こういう芸術文化等については余り関心がない。それはわかります。でも、それでは通らないのです。教育長ですもの。森町の教育長ですよ。もっと手法を考えてほしい。それでなければ、よその町に置いていかれますよ、森町、残念ながら。それでなくても今森町というのは、こういう芸術文化の悲しいかな、難民ですよ。今芸術文化に触れようとするならば、都会に行かないとその感触を得られないのです。

それと、教育長、なぜ拠点が必要かという、町長もこれには関係があるのです。それは何かといいますと、高速道路と、それから今の新幹線延伸の問題、そのときに町長は何と言っていますか。逆ストロー現象を起こすのだと言っているのです。森町には逆ストロー現象が起きると思いますか。私は起きると思わないのです。そういう手だてをしていないから。少なからずも大通りの中にもそうした物件がないわけではない。借りてもいいから、借用してもいいから、そういうもの等をきちんと私は提供すべきだと思います。そうすれば、町長が言うストローの逆現象も起きるでしょう。今は何にも手をつけてない。そういう現状では起きないのです。一般行政のほうでやらなかったら、教育行政の中でもって取り組んでください。当然その中には今の、4,000年以上たつ土器でさえあるわけですから、ストーンサークルの問題だってあるわけでしょう。材料ないわけではない。そういうこと等も教育長、考えてください。考えて町民に夢を与えてほしい。それは、教育長としている間にやってください。計画、せめて青写真ぐらいは出してほしい。そうすれば、この前の人方も教育長……教育長さっき最終的に会ったのは4人と言っていましたね。5人でないですか。教育長、課長、それから吉田係長ですか。吉田係長は行っていないのですか。相手そうしたら2対2でお話をしたということですか。そういうこと等があるから教

育長、しっかりとやっていただきたい。それは、ひいては教育長は町長のバックアップをするということにつながっていくのです。教育長が評価されていくの。ですから教育長、真面目に取り組んでいただきたい。特に今つくろうとしている創作の会、これについては芸術文化を今集めようとしているわけですから、森町の。それに力をかしてあげてほしい、私はそう思います。そして、その方々が行ったときにはきちんと対応をしていただきたい。そのように私は思う。どうですか、教育長。最後の質問ですから、きちんとお答えしてください。

○教育長（磯辺吉隆君） 中村議員のご質問につきましては、教育長に対する私は叱咤激励というふうなことも含めて受けとめたいと思います。発起人の名前がペーパーで載っていました。森町在住の方ですばらしいメンバーだと私は思っております。それで、まずは初めてこの具体的な名前がそのときに出てきましたので、まずはこの方とそのメンバーの人方でお話しされてはいかがでしょうかというふうなことも話をしております。まず、この意味を理解していただければありがたいなと思っております。

それから、拠点が必要というふうなことですけれども、これにつきましては改めて別途検討をしたいなというふうなことで考えております。

以上でございます。

○10番（中村良実君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 10番、中村良実君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、4、未舗装の町道について、森港の整備について、8番、木村俊広君の質問を行います。

初めに、未舗装の町道についてを行います。

○8番（木村俊広君） 先ほど町長のほうから立起表明ありました。答え方によっては公約ということになり得る事案ですので、十分考慮して答えていただきたいと思います。

それでは、通告文に従い、質問をさせていただきます。1問目、未舗装の町道についてでございます。現在森町では、町の財政難または道幅6メートル以下の工事に対しての補助金等の関係で町道の舗装整備が近年進んでおりません。特に森川、常盤、鳥崎町内会は未舗装道路が多く、側溝整備もなされていないため大雨や雪解け時には泥水等でぬかるみ、非常に不衛生な状態になります。町道と認定しながらも私有地のため、地主と調整が難しく進まない場合もあるかもしれませんが、道幅にこだわらずに舗装整備を進めていくべきだと私は思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（佐藤克男君） それでは、木村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

森川町、常盤町、鳥崎町内の未舗装道路を道幅に関係なく舗装整備を進めるべきではないかとの質問でございます。現在国の交付金で行える事業としては社会資本整備総合交付金事業がありますが、本来は7.5メートル以上からが整備する際の基本幅員であり、6メートルの場合は協議により採択してもらうという形になっております。木村議員の指摘される道路につきましては、鳥崎町の道路は町道であります。森川町、常盤町の道路は町道認定されておりません。認定とならない理由として、道路の底地が民有地のままで大きな建物も支障となっており、非常にこれらの用地処理が難しく、現在まで認定できないことから改良舗装に至っていない状況であります。鳥崎町の町道も所有者等の事前調査から抵当権など用地処理が非常に困難な状況になっており、また道幅にこだわらず改良舗装を行うとしても交通安全面や除雪作業効率等や幅員確保をするためには用地処理や補償も含め相当な事業費を要することから、国の交付金以外の起債事業で行うには相当な財政負担が必要となります。今後これらの道路を整備するには、議員を初めさまざまな方の協力のもと用地処理のめどを立ててから国の交付金事業で行うことが最も得策と判断いたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○8番（木村俊広君） 今質問で町道と認定されている道路という質問の仕方をしましたけれども、これは除雪を町で行っているそういう住宅生活道路というか、そういうものをひっくるめた質問の仕方というか、そういうつもりで質問しているのですけれども、やはりこの10年ぐらいほとんど舗装されて、舗装工事がやられていないと。それ以前は結構いい感じで進んでいたのですけれども、次は自分の家の前かなと、そういう期待を抱いていた住民の方もたくさんいると思うのです。やはり同じ町民として町税を納付されている方はたくさんいるわけですから、公平性ということをやっぱり考えれば、そういうものも考慮しながら今後やはり進めていくべきだなと私は思うのですけれども、できることであれば、あれもこれもみんなやれという話には当然ならないので、まず連檐率というのですか、家がたくさんその通りに途切れることなく建っているよとか、そういう状況の道路もあると思うのです。そういう通り、あるいは順位をつけるのであれば例えば納付率の高い、その住民意識の高いそういう通りであるとか、あるいは舗装はしていないけれども、下水道が整備されている通りもあるのではないかなと私は思っているのですけれども、そういうものをやっぱり整備したということは、それなりに重要なルートであるというふうに町側も認識した中でのやっぱり工事だと思うので、そういうことも考慮しながら今後進めていただきたいなと、私はそのように考えているのですけれども、ケース・バイ・ケースでいろいろあると思うのですけれども、当然用地買収ということになれば高額のコストもかかってくる。でも、交渉いかんによってはそれを寄附していただけるという場合もあると思うのです。そういうものをやっぱり積極的に進めていただきたいなと思うのですけれども、その辺再度よろしくお願いします。

○町長（佐藤克男君） やはり鳥崎、森川町、常盤町についてはそういうところがあると。100%満足ではないけれども、例えば舗装だけさせてもらうだとか、そういうことというのは不可能ではないのではないかなと思うのです。ですから、用地が調べましたら根抵当に入っている道路もあるのです。だから、そういうところは非常に難しい。でも、全部やらなくてもその付近までやらせてもらうだとか、そういうことも不可能ではないと思うのです。ですから、可能性を探って、そして何年間かでそういうものをやるというのは、これは待っているのではなくてやるべき、国の交付金でやるとなったらしっかりやるという方法だと思うのです。ただ、住民の方たちはそこまで私は望んでいないのではないかなと。とりあえず雪降ったときに除雪したら、そこそきれいに除雪してもらいたいとか、水たまりがないようにとかいうようなレベルのことをお考えではないかなと、そのように思うのです。そういうものを含めて住民ともよく話ししながら、そういうところについては役場として交付金ではなくて町のお金の中でそんなお金をかけないでやることも一つの方法ではないかなと思っています。ですから、今後そういうものについてどういうレベルでやればいいのか、それも住民の方と相談しながら検討をしたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○8番（木村俊広君） はい。

○議長（野村 洋君） 未舗装の町道についてを終わります。

次に、森港の整備についてを行います。

○8番（木村俊広君） それでは、2問目であります。森港の整備についてでございます。現在日本全国では、衛生的で新鮮な海産物を消費者に供給するための漁港づくりが進められております。その1つとして、噴火湾沿線の漁港でも10年ほど前から屋根つき物揚げ場の整備が進められております。市場として手つかずの状態にあるのは森漁協だけとなっております。理由は、農水省の所管する漁港は100%補助で事業を進めているのに対し、森港は港湾のためその補助が受けられません。この現状をどのように捉え、今後どのように対処するのか、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（佐藤克男君） 森港に屋根つき物揚げ場を建設できないかという状況をどのように考えているかとの質問でございますが、森港は昭和28年、地方港湾に指定されて現在まで国が改修工事を継続して行っております。議員ご指摘のとおり、漁港を所管する北海道は衛生管理の目的で10年ほど前から屋根つき物揚げ場の整備を進めているところであります。森港についても地元からの要望を踏まえ、平成16年より継続して開発局要望ヒアリングの際に暴風雪、就労改善を目的とした屋根つき岸壁の制度要望を行ってきました。制度要望というのは、港湾改修事業の中にそのような事業項目がないことから制度の見直しを要望するものであります。制度の見直しには、全国の特定重要港湾の見直しとなりますので、実現には可能性も含め時間を要する問題であります。町としてはこれらを踏まえ、平成20年から岸壁の耐震化や老朽化改修とあわせ、屋根を設置できるかどうかの検討を開発局に

打診しているところであります。現在は森漁協に対してどのような屋根つき物揚げ場が必要なのか、水産課のほうから問い合わせをしている最中であり、回答があり次第、建設に必要な情報収集や維持管理等について検討をして開発局に対して要望をしていく所存でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○8番（木村俊広君） この屋根つきの物揚げ場なのですけれども、これは当初H A C C PというNASAの要するに宇宙食の開発をするための基準というものを遵守するためのシステムだったのですけれども、これはホタテ、今はホタテの輸出、フランス向けの輸出がそのころ結構盛んで、このH A C C P認定を受けなければ輸出してはならぬよと、そういう制度になりまして、これにはいち早く長万部の静狩漁港が着手しまして現在に至っているという形なのですけれども、そういう形で今森の主要な水揚げをしている産品を挙げますとアキサケ、それからスケソウ、ホタテ、これが主要な産物となっていますけれども、いずれもひとこと違ひまして今は輸出のウエートが相当高くなっていると。そういうものを踏まえた中で、やはりこういう衛生管理のしっかり行き届いたインフラ整備というのがこれから必要になってくると思うのですけれども、それで私もこれどうしたものかなと思ひまして、振興局の水産部だとかいろいろ聞いてみました。現状ではうまくいっても四、五十%の補助を得るのが関の山だろうと、そういう回答でした。これを解決するためには、町の持ち出しをできるだけ少なくするよということであれば港湾の計画の大幅な見直しをするか、港湾を返上して漁港にするかということなのですけれども、道の財政状況から考えると漁港にするはずがないだろうという、そういう話も伺っております。あとは計画を見直すか、あるいは町として腹をくくってこれを6割なり半分なり補助する覚悟で進めるのか、その辺これから重要な問題になってくるかと思うのですけれども、この工事を町で予算をつけてもこれをやる考えがあるのかどうなのか。町長としてやる考えがあるのかどうなのかということを確認したいと思います。

○町長（佐藤克男君） 確かにH A C C Pの問題というのは、これは衛生管理という意味では大切な問題で、これはもう森町の場合、今木村議員が言ったように輸出というものが非常に増えている。今韓国では日本のものを入れないという、これは原発の問題、放射能の問題で入れないのですけれども、この放射能の問題もいずれ落ちつくと思ひますけれども、しかし衛生管理については放射能とかそんなことは関係なく、これはこれから先ずつと考えられる問題です。

もう一つは、今の漁協も耐震化でかなり問題があるようございまして、だからその耐震化で新しく建てるということ、何年後になるかわかりませんが、それに基準を合わせたようなことでまずは国に働きかけていって補助をどのくらいまでいただけるかどうか、これを鋭意努力しなければいけないのだと思ひます。それと、港湾の今の計画、この優先順位をこれは漁組のほうとよく相談して、どっちが必要なのだというようなことも考えながら、そうした場合にはまた国のほうもいろいろと考えてくれるのではないかなと。

そういうことを考えながら、そしてそれもだめ、これもだめといった場合には町でもこれはかなりの腹をくくって、そして新しい漁業協同組合ができるときに一緒にこれをやることをしなければ、これは森町の最大の基幹産業でございますから、この1次産業がしっかりしてもらわなければ森町の将来というのは見えなくなりますので、これについてはそのような覚悟を持って、そして町としては対処していかなければいけないことだろうと、そのように思います。ですから、時間はかかるでしょうけれども、その時間というのは森町の漁業協同組合の建てかえという、その時間に合わせた格好での設備のことをまず国に持ちかけ、そしてやっていかなければいけないだろうと。多分漁港にするということについては、国が首を縦に振らないと思います、これだけお金をかけておりますので。ですから、それらは無理だとして、ですからそういうことをこれは国に働きかけ、そしてやっていかなければいけない。もう一つは事業の見直しを、そのことに対して優先順位を上げていくという方法も必要だと思えます。それで、ならなかった場合には町がどこまでお金をかけてやるかというようなことについて、これはかなり腹をくくった検討をしなければいけないだろうと、そのように思っている次第です。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○8番（木村俊広君） 前向きな答弁をいただきました。ただ、森漁協の市場の耐震に合わせた形でということになると相当先の話になってしまうのかなというような気もするので、それでは間に合わないということもあると思うのです。もう周りが十分整備されている状況の中で、森漁協だけが取り残されてしまうと。そういう状況が5年、10年続くのであれば、これもまた問題があるなと思うわけでございます。その辺の内容については、組合の考え方も当然あるので、十分にディスカッションをしてもらった中で進めてもらいたいと思うわけですが、5年、10年、今話を聞いた中ではそんな感じで捉えたのですけれども、単独で市場の改修工事等に関係なくそういうものもやらなければならない場面も当然出てくると思うので、その辺も十分考慮していただきたいと思えますので、もう一度その辺お願いします。

○町長（佐藤克男君） 建物の改修でなく建てかえというお話を私は聞いておりました。それも長い時間ではなくて、5年ぐらいのスパンだというようなことで私のほうには情報が入ってきていましたので、そういうことがわかっているのであれば、建物に合ったようなそういうものをやるのが最適ではないのかなと。後でそれがこれではおかしかったとかということではなくて、建物と一体した物の考え方がいいのではないのかなというふうに考えております。これについては、漁組のほうともよく相談しながら、そして町でどれだけの対応ができるのかということをやっていかなければ、いずれにしても町がかなりのウエートを占めた努力をしなければいけないだろうと、そのように私は考えております。

以上です。

○8番（木村俊広君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で8番、木村俊広君の質問は終わりました。

次に、5、町有地売り払いに関する調査特別委員会の報告書について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、町有地売り払いに関する調査特別委員会の報告書について質問させていただきます。

昨年12月に町有地売り払いに関する調査特別委員会が設置され、3月に調査報告が出されました。しかし、6カ月が経過しようとしている中、副町長を刑事告発しただけで行政として何ら動きがありません。

そこで、質問させていただきます。町有地売り払いに関する調査特別委員会のその報告書を行政の長としてどのように受けとめ、どのように今後対応しようとしているのか。そして、議会、町民に対して報告書の内容について公文書などの公式な形で返答をすべきだというふうに考えますが、いかがか。とりわけ農業振興法違反という事実が判明する中で、あるいは農地法違反という疑いもある中で、明白な法律違反を犯していたという事実が明らかになったことに対してどのように対処しようとしているのか。違法状態を放置しているということは、法律に基づいて執行されるべき行政全体の信用、信頼を失わせ、行政、役場の仕事に大きな支障を来すだろうと考えておりますが、いかがか。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 町有地売り払いに関する調査特別委員会より平成24年3月に調査報告を受けてきております。この町有地売り払いに関する問題につきましては、現在警察へ資料を提出しており、捜査中であります。捜査の結果を受けた後、法に抵触している部分も含めて関係者及び関係機関と協議を行い、適切な対応を行ってまいりますので、この場での答弁は差し控えさせていただきますと思います。今後においても町民の皆様の貴重な財産でありますので、公平、公正に対応することとし、町民の皆様の信頼と信用の回復に努めてまいります。

○議長（野村 洋君） 再質問、どうぞ。

○4番（松田兼宗君） いつも聞く答弁の仕方なのかなと思ってはいますが、改めて同じ答弁をするのかなと、ここにきてというふうに思います。そこで、警察に行っているからよくわからない、答えられないという話が何度も答えとして返ってきています。そこでなのですが、ちょっとわからないことがあるのですが、まず刑事告発したという話で、それは町費を使ってやったということになりますよね。町のお金を使ってその刑事告発をしたというふうな認識でよろしいかと思っておりますけれども、その内容についてまず知りたいと思うのですが、それは明らかにすることができますかということをもっと聞きたいのですが、それがまず1点目、再質問の形でしたいというふうに思います。

それと、この農振法違反について、私は明確にこの法律に違反しているのだと、農振法に指定された地域を貸してもいたし、さらにそれを売ってしまったわけですよね。そういう中で、それは明らかに私は法律違反の状態のままになっているのだと。ほかの問題はい

ろいろありました。印鑑を貸した貸さないとか、あるいは副町長が便宜を図ったとか、そういう話はいろいろ話の中で出てきていますけれども、それはわからないだろうと。それは警察のほうにお任せするしかないのだろうなどは私は思っていますけれども、ただ明らかになったことは、農振法違反であるということははっきりしている。それを6カ月も放置した状態、発覚してから6カ月も放置するというのはいかがなものなのですかということなのです。そういう状態を続けていく中で、今後背番号制とかいろいろ行政の情報について扱っている行政の信頼を損なうということは、何度もその話はしているのですが、仕事ができなくなるのではないですかということは何度も言っています。今後さらにこの農振法違反で違反ということがはっきりしていることに関して、議会のほうの特別委員会の報告書の中では猶予を与えた形できちっと合法的な処理をなさいという形で出しているはずなのです。にもかかわらず、そういうことを続けているという状態に関しては納得ができないというよりも、当然町長が副町長を刑事告発したように町自体がそういう違法な状態になっていることに対して刑事告発せざるを得ない状況になるのではないかとということが心配としても上がってくるわけです。6カ月もたつわけですから。その辺をどう考えているのか。まだそういう中で警察に任せているから何も言えないのだという話になってしまうと、もう来月選挙という中で佐藤町長の在任期間に発覚した事件を佐藤町長が処理できない可能性がある。ほかにただ先延ばししていることになってしまうのではないですか。それはちょっと問題があり過ぎるのではないかと。

さらに、町長自身が自分に対する責任のとり方として1カ月減給処分とか、そういう形で出したり、その部分が明らかになっていない中で、選挙の結果がどうなるかわかりませんが、そういう状態で終わらせるということはどうも腑に落ちないというか、納得できない。それは町民に対するこの4年間行政を預かった長としての責任として、きちっとその辺は問題が起きた部分については整理していくべきだろうと、4年間のけじめとして。だから、そういうことも踏まえて今回の特に農振法の違反に関してどう考えておられるのか、再度質問したいというふうに思います。

○町長（佐藤克男君） 刑事告発の内容としては、これはもう既にご存じだと思いますけれども、公文書偽造という内容でございます。これは、公文書を偽造して町の財産を町長に諮らずに売ってしまったという1つの事件でございます。それから、これに対して今これは警察の調査が終わって検察のほうに入っております。一部職員も検察のほうで事情聴取を受けております。私もこの6日に函館の検察のほうに行って、そして事情を聞かれる予定になっております。そういうことでまだ調査中なのです。そういう意味において、この農振法違反については私もそのとおりだと思っております。しかし、どういうことで農振法の違反をやったのかということについて、またこれは買ったほうについてもいろいろ話を聞きながら、そして措置をしなければいけない問題です。私は、実は買われた企業の社長に2度ほどお会いしてきました。その中で私なりに核心をつかんだものはあるのですが、これについては私の一方的な判断ですから、これはやはり同じように検察のほ

うに私がまたこの件についてお話をしながら、そしてその結果を待たなければいけないと思います。

また、6カ月も放置したと言いますけれども、その前に随分放置してあったわけですが、これは農振に違反したということで6カ月の放置、これはそういうものがきちんととなったときに返してもらうか、そしてそのままこれは売ったところについて、これは農業振興地域というところを道にかけて外してもらおうということも一つだと思います。そういうようなこと、いろんな判断があるかと思いますが、それを決めなければいけない。ですから、今の現在の中でこれを決めるということについては時期尚早だと、そのように思っております。

私の4年間のけじめでやりなさいということですが、それは結構なことなのですが、何も4年ということではなくて、私が次に当選するか、またしないかは別でも次の町長もこれについてきちんとした対応を私はしていけばいいと。その中で私がどのような処分を受けるか、これについては1つの内容だと思います。今ここにきて私が自分の処分も含めてやらなければいけないということではなくて、次の新しい町長がそういうことを含めてやるのも一つの私は方法だと、そのように思っていますし、そして今ここでまだ内容がはっきりとしていない、その中では私は今せいてやるべきではないと、そのように思っております。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 今の時点で何も明らかになっていないという言い方をしておるのですが、明らかになっているのではないですか、違法だということは。違反していることは明らかなのです。地番131でしたっけ。131の地番になっている部分が農振に指定されていたのです。それを外していないのです。外さないということは、法律上明らかなことではなくて、明らかになっていないという言い方はちょっと納得できないのですが。

それと、実際に買い受けたほうの社長の方と会って話されたという話をされましたけれども、それはいつなのか。どのぐらいの話をしているのか。というのは、私が思うところ、買ったほうというのは全く知らない状態で、いわば役場にだまされたことなのです。ということと同じことだと私は思っておるわけです。そういう法律も何も知らない中で、そういう形で実は買い戻し、買えないような土地を買わされたということなのです。その人に2度ばかり会ってきたと。そういうような中身、どういう説明をしているかはわからないですが、2度会ったと言っていますけれども、その中身についてお知らせしていただきたいということと、具体的にそういう今後日程的にその方との交渉というか話し合いというのは、特別委員会の中での答申の中ではそれも含めて真摯な対応をしなければだめだということを書いているわけですよ。それもいつ行ったかわからないですが、最近なのかどうかかわからないですが、6カ月、何カ月もほったらかしておいて町民の財産をそういう形で不適切な管理をした形でやっていて、さらに一町民にそれを、そんな部分も知らない人に売りつけたということなのです。その責任は非常に重たいもの

だとは私は思うわけです。だから、それを踏まえてまだ明らかになっていないからという話はどうも納得できない。だから、行政の怠慢でしかないのではないですかとしか私は思えないわけです。

だから、とりあえず再々質問ですから、聞きたいことはその当事者の方と会われてどういう話をしたのか。そして、何度も聞きますけれども、今までの農振法違反の明らかな部分に関しては、それもずっと次の町長、新しい町長になって、もうそちらに任せてもいいのでやってみたいな無責任な言動は慎むべきなのではないですか。さらに、そういうのを含めて選挙に問うて白黒をつけるような問題ではないですよ、これは。その辺を勘違いしないでいただきたいと思えますけれども、その辺よろしくお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 議会で行われたこの町有地売り払いに関する調査特別委員会、結果が出ました。私は、あの調査委員会は非常に残念だけれども、余りにも不備があり過ぎると。なぜ調査委員会で買い主の調査をかけたり、そういうことをしなかったのだろうと。本来これは大事な、大切なところです。私は、7月20日過ぎに私に対する警察の調査が終わり、調書をとりました。それから私は動き始めました。そして、その買い主にも2度ほど会いました。それから、用地をあそこで貸していた、その借りていた人にもお会いさせていただきました。役場の職員を使いたいですが、役場の職員を使うと、その職員に迷惑がこうむるようなこともあると私は判断しましたので、私一人で動いております。私なりの判断で出ましたけれども、でもこれについては、これは私個人の判断であって、これは第三者を入れたものでなければいけないです。特別委員会では、最後に第三者を入れた委員会をやって、そしてまた調査をしると非常に無責任な私にあれをくれました。あの内容を見たときに啞然としました。議会でできないものを何でも第三者の特別委員会をつくってできるのだと。何を考えているのだろう、この調査委員会はと私は本当に思いました。これは、一番いいのが警察の公的機関で調べていただくことが一番最適であろうということをお願いしました。これは、すぐに受け入れてもらえません。何度も何度もやった中で、これなら大丈夫だろうということで警察も受け入れてくれて、今その調査段階です。確かに農振法に違反しております。ですけれども、これはきちんとした結果をわきまえて、そして処分だとか責任をとる、そういうことをやらなければいけない私は事件だと思っております。まだ曖昧の中でそれを結論を出す、または処分をすることについては、私はこれは何も責任逃れでも何でもありません。これは、きちんとした答えが出て、そして司法で何らかの結論が私に出るのだと、そのように思っております。その結果で私はいいのではないかなと。そのかわり、ただ役場における措置の仕方については非常にずさんなものがあつたと私なりに判断しております。これについても私が今ここで処分をするのではなく、新しいすぐそばで選挙がありますから、その選挙で選ばれた町長がそれをやるべきだと。それが私は正しい判断だと、そのように思っております。今次に当選するかどうかかわからない町長がここでそういう処分だとか、そういうものをやるのは私はいかなものかと、そのように思っておりますので、ですからそういう意味でまだ結論が出ていな

いし、また時間のかかる私はこれは事件だと、そのように思っております。そういう意味で、いましばらく時間をいただきたいと、そのように思います。

以上です。

(「議長、再度質問よろしいでしょうか」の声あり)

○議長(野村 洋君) 端的にお願いします。

○4番(松田兼宗君) まず、答弁漏れだと思うのですが、いつごろ会ったのかということだけ、そのことと調査特別委員会の設置の経過って理解していないのではないですか。公平でないとか何とか、そういうことをしきりにあちこちで言っていますけれども、正式なこういう本会議の席でそういうことを言うということはかなり問題があるだろうとは思っていますけれども、第一あなた、町長を含めて内部調査がもう困難であるからということのをこれで打ちどめしたのです。だから、議会ではそれではまずいでしょうということので調査特別委員会を立ち上げたという経緯ではないですか。最初から調査特別委員会があってどうのこうのという話ではないでしょう。監査委員に調査してもらって、それがもう限度だからという形で言ったのですよ。そういう回答を得て議会のほうは、それではまずいでしょうということをやったのですよ、調査特別委員会を。それに対して公平だとか公平でないとか、そういう話というのはないでしょう。それについては別に答弁は要らないですけれども、何度もそういうことを言っていますけれども、言うとなればいろんなところで言うのではなくて、きちっと文書なり出してください、そういう文書は文書として。議会のほうは報告書を出しているわけですから。それに対してここがおかしいという言い方で正式に出すべきだと思いますよ、私は。それに対しては答弁は要らないですけれども、1点だけ、いつ当事者の買い主のほうと会って話をしたのか。できれば日付というか、何月何日というぐらいまで教えてほしいのです。

以上です。

○町長(佐藤克男君) 大きく松田議員は間違っております。この調査特別委員会、なぜ行われたか。大きくあなたは間違っております。この調査特別委員会は、町長が自分に処分をする、10%の給料をカットする、それでそれを処分とすると。それに対して、それでは満足しないという議会のことで調査特別委員会を開いて、それを決めるために行ったのがこの調査特別委員会ではないですか。またしっかりと議事録等を読んで、そして確かめていただきたい。

それから、買い主側と私がお会いしたのは8月になってからでございます。2度お会いしております。先月、8月になってから2度お会いしております。

以上です。

○4番(松田兼宗君) 終わります。

○議長(野村 洋君) 4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、6、町長の政治姿勢について、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

○9番(堀合哲哉君) 町長の政治姿勢について質問をいたします。

町長は立候補時に、しがらみのない公平なまちづくり、日本一お年寄りを大切にするまちづくり等の公約を掲げたが、誰の目にも明らかなように公約をほごにした4年間と私は考えておりますが、町長の見解を求めたいと思います。

2点目です。町有地売り払いや公文書紛失について、町長責任を曖昧にしたまま責任もとらずに任期を終える考えなのか。また、町長夫人の町有地賃借について、どのように処理したのかご説明を求めたいと思います。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員のご質問へお答えさせていただきます。

最初に、しがらみのないまちづくりを約束しての立候補でしたが、議会とこれほどしがらみができるとは考えてもおりませんでした。二、三人の議員がこれほど議会を牛耳っていることに唖然としております。また、北海道では唯一堀合議員のような日本共産党の公認議員が議会運営委員長をなさっていることに対しても驚いております。このような議会と私の間でしがらみができることは、ある意味正常であると判断しております。また、経済団体とのしがらみについてですが、現在森地区の経済団体とそごしているように言われておりますが、それは間違いです。この団体の責任者と意見の食い違いがあるのです。その団体の幹部、そして会員の方たちとは全くしがらみがありません。前任の責任者とは非常に仲むつまじく交渉もさせていただいておりましたし、他の経済団体とも大変友好的におつき合いをさせていただいております。

2問目の質問にお答えさせていただきます。町有地売り払いと公文書紛失に関しての私の責任ですが、これは議会の町有地売り払いに関する調査特別委員会で何ら結論らしき答えを出せずに第三者委員会を設けて調査をなさいと結論でした。この事件は公文書偽造が明確なので、公的機関に依頼して捜査をしてもらっている段階です。この捜査が終了した段階で私の責任をとることにしております。

また、私の家内が親から引き続き賃借している町有地ですが、家内が法にのっとり借地代も正常に支払い、借地を受けていることに対して私はもちろんのこと、議員であるあなたとやかく差し出がましいことを言うことはいかなるものかと思っております。詳しくは担当の職員から説明をさせていただきます。

○総務課長（木村浩二君） 佐藤町長の奥様が借りられている土地について、第三者への転貸があったということで書類的に不備がありました。それで、平成24年6月27日付で佐藤幸子様から申請書を提出していただいて町で受理をしてございます。この申請書に基づき、契約書の内容に基づきまして第三者への転貸を認めるということで承認書を提出して契約を整理したところでございます。

以上でございます。

（「最後の部分の第三者に今何と言ったんですか。聞き取りにくかったです」の声あり）

○総務課長（木村浩二君） 転貸です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（堀合哲哉君） 再質問……ごめんなさい。これ立ってしまうとあれだ。答えていないところがあるので、それを答えてから立ちたいと思います。1問目の日本一お年寄りを大切にするまちづくりについて、一切触れていない。これにぜひ触れていただきたいなと。しがらみだけ話しているので、その部分について触れていただきたい。ちゃんと項目で書いている。

○町長（佐藤克男君） 大変失礼しました。日本一お年寄りを大切にするまちづくり、これは今経過中でございます。2年間、正式には3年間このマイレージ制度というものを試行的に進めております。また、そのほかにひとり暮らしのお年寄りに、食事に困っている方については1食300円で食事を毎日宅配をさせていただいております。50食まで今はできますけれども、これも将来的にはかなり多くなるだろうと、そのように思っております。この日本一お年寄りを大切にするまちづくりは、これは私の4年間のことだけではできかねる問題で、これは長い時間をかけて、5年、10年かけていって初めてそれがなるものがございます。ですから、そういう意味でその礎を今つくっている最中だというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（堀合哲哉君） 私、答弁にびっくりしてしまうのですけれども、また日本共産党に対してそういう誹謗中傷的なことをへっちゃらでこの議会でおっしゃる。日本共産党の議員が議会運営委員長をしたらなぜあなたは悪いのですか。何の話をしているのですか。とんでもない話です。佐藤町長ってパソコンで調べると右翼と出るから、共産党に戦いを挑んでいるのかもしれない。全然話にならないことなの。こういうことを4年間続けてきたのがあなた自身の姿なの。あなたが就任されて間もなくの12月議会がございました、12月議会が。そのとき私は、しがらみについて質問をいたしております。それで何をあなたは答えたかという、前町長に異論を差し伸べるとほかに飛ばされて、頭角もあらわせなかったということを私は多々聞いておりますし、私もあの人事を見たときにそのように強く思った次第でございますと、このような人事構成ではいけないと、こう述べた。ところが、あなたのやることは倍返し、3倍返し、職員はぶっ飛ばしてやるぞとか、現にそれを続けたではありませんか。だから、最初のあなたの言う公約そのものというのは最初からいいかげんでたらめだったということなのです。この一つとっても言える。まるでしがらみができたのは議会の責任みたいな話をされた。議会が悪いからしがらみができたと。自分の態度も顧みないあなたの資質そのものがとんでもない。私は、このような首長というか、他の町の首長に聞いても聞いたことございません。このような職員に対して恫喝をしたり、議会に対しては誹謗中傷を与えるような人がどうしてまともな町政を展開できるのだろうか、私は根本はそこにあると思っております。

ですから、人事のお話をしましたので、具体的にお聞きしたいと思います。9月1日から病院の事務長が新しくなりました。どういう募集をかけましたか。ご本人いるでしょう。

公務員になられたのですよ。公務員採用は募集によって行っているでしょう、総務課長。違うのですか。一切募集かけていないでしょう。このようなことがはっきり言ってあなたのしがらみの範囲内だけでしかやられていないということなのです。それを大きく逆手にとって議会が悪い、おまえたちが悪いのだと、町民が悪いのだと、こんな態度あるわけがない。その病院のことについてお答えください。

それから、町長は日本一お年寄りを大切にするまちづくりと、こう言いました。就任して早々、今まで高齢者サービスとして行われてきたことをばっさり切り捨てました。今介護マイレージでスタートし、途中福祉マイレージ、今はマイレージ事業、マイレージそのものも姿を消してしまいました。言葉もなくなりました。何がどう試行されているのか私にはよくわからない。結局あなたの掲げた日本一お年寄りを大切にするまちづくり、それをするためにはマイレージ事業が必要だと、こうなったのです。マイレージが成功しているのかと。4年はかかったら成功するかしないか、頭角をあらわしますよ。これは8年、10年かけてようやくできましたなんて本当にナンセンスなのです。ただ言えることは、介護マイレージでお年寄りに対して声かけ運動をしたり、それでお年寄りは幸せにならない。現にあなたになってから、ごみ袋の有料化や介護保険料の大幅引き上げ、あるいは後期高齢者医療も引き上げたの。そのときに18億4,000万もたまってある基金から困っている町民、年金暮らしにどんな手を差し伸べましたか。何もしていないでしょう。ただたまったことを自負して、それだけ町民の暮らしが豊かになりましたか、18億4,000万のため込みで。そんなことあり得ないのだ。行政ってそんなところではないもの。それをただ18億4,000万、それを職員を徹底的にいじめ抜いて、それで積み上げたお金ですよ。こんなものをあなたの自慢話、町民はもう受け入れないと思うし、他町にそんな宣伝したら笑われてしまう。大体地方自治体の本旨すら守れない方ですからね。そのようなことをへっちゃらでおっしゃる。だから、まだ試行段階と言ったのだけれども、試行段階でないでしょう。もうこれはないはずですよ。その辺ははっきりお答えください。

それから、町有地の売り払いや公文書紛失です。何か最近砂原地区のほうで、どうやら公文書を盗み出したのは議員だと、こんな話まで出ている。佐藤町長、あなたは文書で自分はやっていない、やるとしたら質問している私か、増田前副町長か、職員かと言うのです。こんな文書を垂れ流すような町長がまともなことができるわけないのです。町民の方は言っていますよ。もう犯人は1人しかいないと。状況証拠を見るとはっきりしています。自分が犯人でないということを言いふらして、だからあの人も怪しい、この人も怪しいと。何ですか、これは。全く幼稚な下劣な、そういう手法に奔走しているのが佐藤町政ではありませんか。そして、我々議会で問責決議を上げました、今年の6月。責任をしっかりとりなさいと言ったのです。先ほど同僚議員からの質問を受けて、また開き直る答弁しかしない。あなたは、有印公文書偽造違反で前副町長を訴えました。あなたの責任は有印公文書偽造違反を問うたそのものではないのですよ、あなたの責任をとるのは。町有地売買に重なる疑惑があり、それについてあなた自身が先ほど関係ないと言いましたけれど

も、きちっとサインをしている文書が残ったのです。それについて首長としての責任を求めたのです。それに対しても開き直って、全く次元の違う話を一緒にたにして、それでこれまで責任を逃れている。私は責任逃れそのものだと思います。全く次元が違うのです。だから、言葉をすりかえてお話しするべきではないのです。だから、その辺をしっかりと考えたら、今9月の議会ですけれども、この会期中まだあります。9月14日が最終本会議です。自分で処分案を出してきてくださいよ。そういうお気持ちないのですか。

それから、最後の町長夫人の町有地賃借についての問題なのです。これ今までどおり認めるということでしょう、言うならば。おかしいのではないですか。そんな町であっていいのですか。道義的なものを私は問うたのです。結果的にこうではない。首長が、それも奥さんが町有地を借りて、今貸している人に最近家賃を上げているのです。上げているのですよ。そういう状況のもとでやって、これを認めるなんていうのは私は論外だと思うのだけれども、大体それに心痛まないというあなたの神経がとんでもない話。これは普通の人ならすぐ改めますよ。こういうことをやるのですから私は全く驚きなのですが、これ誰が最終決定したのですか。佐藤町長ですよ。何かひどいではないですか。身内のことをトップである身内が決めてしまう。しがらみ以上のしがらみな、これ。こういうことをしてはいけないと。それでも全然考えは変わらないのか、再度お聞きしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 日本共産党の議員が議会運営委員長をやってなぜ悪いのかと。あなた、議会運営委員長なのにあそこで私が話をしていると、ばんばんやじとかなんかやるでしょう。議会運営委員長というのは、この議会をきちんと運営させるための長ですよ。日本共産党の人間だからこそできる態度です。だから、私は日本共産党はいかぬと言っているのです。そういうことをやる人間が、普通の人には誰もやりませんよ。あなただけです。日本共産党のあなただけです。だから私はいかぬのだと。そして、そういうことがあるから全国でも日本共産党の議員が議会運営委員長、本当に少ないですよ。

（「やっています」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 1%とないです。

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） まず……私が話しているのだから黙って聞いていなさい、あなた。あなたが……

（「議長、私もっと言いたいのは、でたらめなことばかり、口から出任せで話をする。こんな議会であつたら恥ずかしいですよ。レベルでとんでもないことだから」の声あり）

○議長（野村 洋君） まず……

（「だめだ、こんな話はない」の声あり）

○議長（野村 洋君） まず答弁をしてください。

○町長（佐藤克男君） 職員をぶっ飛ばしてやる、職員を恫喝したことなんて私は一切ありません。ぶっ飛ばしてやるなんて、私はぶっ飛ばしてやるなんて言ったことはありません。

ん。恫喝もしたことはありません。議会で誹謗中傷したこともありません。あなたはよく私のことを誹謗中傷します。だけれども、私はしたことはありません。

役場の公務員の募集をかけなければいけない、これは募集をかけなければいけないというのは、それは全くのうそです。これは、そういう規定はありません。

(「その規定ないの。総務課長、後で答えてよ」の声あり)

○町長(佐藤克男君) それから、ごみ袋の有料化、当然でしょう、これは。当然のことを私はやったのです。費用かかってどうしようもないのです。ごみ袋の有料化をしたことによって、ごみの量もえらく2割、3割と減ったのです。こういうことをやらなければいけない。あなたは、ただ自分票が欲しいから、そういうものをやめろ、ああいうことはやめると、町民に負担になることはやめろやめろということを言っているのだと、私はそのように思っております。

(「議長、自分票が欲しいとか、論外の話でしょう。こういう答弁をさせること自体おかしいんだ」の声あり)

(「先に答弁だ」の声あり)

(「何の話よ。先に答弁でない。やめないよ。口を挟むな。何の話だ、そんな」の声あり)

○町長(佐藤克男君) あなた議会運営委員長よ。

(「当たり前だ」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 議会運営委員長よ、あなた。

(「だからって、そんなこと言ってあんたはいいのか。今全部読み上げてやる。ふざけるんじゃないよ、おまえ」の声あり)

(「休憩、休憩」の声あり)

(「そういうことしか言えないのか。論外だよ、こんなの」の声あり)

○町長(佐藤克男君) いいのかい、議長。こういうことを自分の話をする場ではないのに、こんなこと言わせていていいのですか。

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議長(野村 洋君) 会議を再開しますけれども、町長はきちっと端的に答えてください。

○町長(佐藤克男君) それから、後期高齢者の費用、また介護税の費用、私が上げたのではないです。国が上がっているのです。国で上げているのです。制度が上げているのです。私が上げたわけではない。

それから、この町有地の売り払いの件に関して、堀合、増田、職員が公文書を破棄した

のだというようなことを言っていると。堀合議員はこの12月、去年の12月まで役場の中に、誰もいない役場の中に日曜日になると夜な夜な入ってきていたではないですか。疑いかけられてもしようがないでしょう。建造物不法侵入ですよ。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) 建造物不法侵入ですよ。ちょっとあれして。

(「論外なんだ。そういう法律も何も……」の声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長(佐藤克男君) まず、では日本一お年寄りを大切にするまちづくりについてです。これについては、今全国的に介護マイレージから福祉マイレージという名前に変えて、そして2カ年においてこれを試行しました。その結果、町で考えていた福祉マイレージよりも大変進んだそういうシステムがあることに出会いました。このシステムを今研究して、そちらのほうに乗りかえようということで今やっております。これは、日本全国でやっております、これはまた説明すると長くなりますけれども、ですからこの福祉マイレージ、これについてはやめたわけではなくて、そういう制度のもっとしっかりした制度のものに変えようということでやっております。

それから、9月1日から職員を役場で雇いました。これは、募集をかけなければいけないのではないかとということですが、これについては募集をかけなくても採用はできるということをお話しさせていただきます。これについては、総務課長からまた詳しく説明させていただきます。

砂原地区で、俺はやらないけれども、堀合か増田か職員だといったそういう文書が流れているということですが、私は堀合議員については非常にこれは疑っております。これは事実です。長年にわたって役場の中に建造物不法侵入で入ってきておりますから、これは私は非常に疑っております。増田が役場に入ってきてやる、これはあり得ないと私は思っております。やめた人間が役場の中に入ってくるということはありません。職員についてもこれはわかりません。私は、全く可能性がないとは言えません。そういうようなことを文書があると言うのですけれども、私はそんな文書を書いたのかなということで今ちょっと頭をかしげているところでございます。

そして、公文書、この事件に対して自分に対する処分がどうなったのだと。私は、12月の議会で私に対する処分を決めて議会に諮りました。しかし、私は報酬の10分の1を1カ月やるということだったので、これについては議会で認められなく、これはもっと調査してからだということでこの調査委員会が始まったものでございます。そして、

その調査委員会から出てきた答えは、この処分のことよりもまたさらに調査を進めなさいということです。ですから、調査がしっかりついてから、結論が出てから私は処分することにしております。そういうことで私のお答えにかえさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 総務課長、先ほどの補足はあるのでしょうかけれども、その前にもう一つあったのを私言わなかったです。俗に言う町長夫人の町有地の関係での道義的責任がどうなっているのだということです。

○町長（佐藤克男君） これは、私が町長になる以前からの話です。不法に借りているわけでも何でもありません。きちんとした契約をして、そして役場のほうではそういう書類をやりとりしていなかったかもしれませんが、きちんと地代も払っているわけです。これに対して、私の妻の名を出すというのは、私は個人情報のこれはとんでもない話だと思っております。私が妻に対してどうのこうの言ったり、議員であるあなたが私の妻のことに対してとやかく言う、そんな筋合いはありません。ですから、私は全くうちの女房が土地を借りて、そして地代を払っている、そういうことに対して何の道義的責任も感じておりません。これは、きちんと払わなかったり、滞っていたら私はこれは問題があると。しかし、法にのっとって借りて、そしてやっていることに対して、それをとやかく言うあなたの考え方、私は異常だと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 総務課長、職員の公募の関係。

○総務課長（木村浩二君） 職員の公募につきましては、一般的に公募をする場合もあります。公募をする場合については、やはり公募する時間的余裕があった場合とかというふうになろうかと思えます。また、それ以外にも公募以外で実際採用している場合もあります。これらの採用の方法につきましては、特に条例、規則等の中で具体的に定めているものではないというふうにも思っております。そのときのケース・バイ・ケースで対応せざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（堀合哲哉君） どうも最後で、いわゆる職員を採用するときに公募だけの場合に限るものでないというのは、今の時代背景を考えてそういう答弁はあるのかなと俺思うの。やはり町民に明らかにする。公の職場ですよ。陰でこそこそ連れてきて職員にする必要はないのです。だから、堂々と募集をかけるというのが私は筋論、それを総務課長に言ってほしかった。何でもいいのだという、では最近の若い人はどうやって入ってきているのかな。公務員試験を受けて、公務員試験を合格された方が面接を受けて町の職員になっているのだ。これを基本に置いてやるのでしょうか。そんなものもなしだよと言ったら、これは大変な話です。あれほどしがらみのないことを、人事をやると言っている人がそういうことにも気づかずおやりになるところに非常にうさん臭さだけが残る。だから、これはきちっとやるべきです。

それから、今の病院の事務長がおやめになるというのは、もっと早い段階で情報が流れました。期間はあったのです。だから、今までこの問題だけではなくて、ほかの問題も結局同じなのかと、私なんかはそう思っています。それは、どことのつながりか。当然大きく町長が関与しているだろうと、これ一般的見方。公平でも何でもない。ですから、その辺のことをもう一度訂正してほしい。これだと町長が思うがままの採用できますよということのみずから職員が公言しているのと全く同じ。こういう森町にはしたくない。

それから、町長は一生懸命共産党と私を犯人にしたがっている。町長の言っていること、ほとんど間違い、でたらめなのね。みずからの町長名でその文書を何枚配ったのかわかりませんが、ばらまきをやった。公職にある身の佐藤町長が、これ裁判を受けたらわかりますよ。でないだろうかとか書いた文書を流すのを職員の皆さん、当たり前だと思いますか。

私に1通の手紙が参りました。町有地売却の文書をなくしたのは誰か。なくなって一番得する人は誰。あえて名前は言いません。こんなばかな幼稚なことをする人、職員を信用しないトップを職員は信用するのですか。ごますり職員を出世させる町長を信用する。やる気出ますか。かなり辛辣なことを書いています。このようなことも一方であるわけです。ですから、佐藤町長はいろいろ言っている。全く道理に合わない。町長として本当の意味での資質に欠ける。私なんかが見ていると、私を怪しいと言ったのだから、本当の真犯人はあなただと思う。本当にやった人以外は、あなたがやった、どなたがやったと言わない。それしかないの。みずからいろいろ話をして、みずから墓穴を掘る結果になっていると、町民は大体こう思っておりますので、そのとおりでというふうに私は思っています。

それから、この中でよその町の町長はみんなあきれて誰も話しかけてこないのだよと。これは事実かどうかはわかりません。あなたは、確かにこれは書いていません。森町を有名にしてくれました、ひどい町だなと。でも、あなたは反対のことばかり言う。森町と名乗るのは恥ずかしいよとたくさんの人が言う。それだけあなたのおやりになっていた4年間というのは全くむちゃくちゃ。町民のことを考えて町政を展開したなんて誰も思えない。貴重な町長の仕事をおろそかにして森町長の名前を利用し、森町のためでなく町民に何の関係もない倫理法人会のために全国を飛び回って講演をしてばかり。町長いわく、森町を宣伝しているのだから。四国に行って森町の宣伝をする暇があったら真剣に仕事をしなさいよ。いろいろ書いています。穏やかなところだけ読んでいます。もっとすごいのです。ですから、あなたは口汚く私をののしりたいのだからかもしれない。全くでたらめなの。でたらめなことを議会でしゃべるといえるのは、これ罪になるのです。だから、あなたの話して職員が原稿を書いたのを読んでいうちはいいけれども、それ以外になると全くだめ。だから、町長としてのお仕事をしっかりやってください。こういうお手紙なのです。だから、これを見てやはり一切直そうとしない。

町長、あなたは就任されたときの所信表明した5つの政策ってご存じですか。ご存じだったら言ってください。多分ないと思います。全然そのとおりにやらないから、わからなくなります。人間ってやろうとしないものをしゃべると、大体忘れてしまうのです。早いと

ころなんていったら次の日になったら忘れてしまう。多分ないと思います。所信表明で5つの政策を言いました。しかし、この政策というのは実は残念なことあなたに掲げているものというのとはかなり別な意味の部分で強調されたり、あるいは軽くなっていきました。この中である次世代育成への支援というのもあなたは掲げました。次世代育成支援には何もやっていない。

それから、ここで指摘しておきますが、食事を300円で皆さんに食べていただいていると。佐藤町長がおやりになっていた事業ではないのです。以前から道制度をおかりしながら森町はずっと続けていた事業です。何か町長に言わせると、もう全部自分がやったと。何かすごいことばかりおっしゃるのだけれども、その辺もうちょっと謙虚になって言っていたかなければ、それが宣伝として有効になるのかはわかりませんが、そういうことです。このようなことを挙げましたが、砂原地区の簡易水道事業の推進も挙げておりました。ほとんど何もできなくて、何もしなくて終わってしまうということです。ですから、今公約というのは非常に軽んじられてきた。だから、今度選挙があったら公約なんか出てこないのではないかと。国政選挙なんかはまさにそうでしょう。それをみずから進んでやっているのが佐藤町長そのものです。ですから、この時点でもう少しよく考えてやっていただきたい。それから、全然直す気ありませんので、こんな直す気もないような反省も足りない町長は、私は立候補をする価値ないと。

それと、最後に町長、答えられたら教えてください。行政報告というのは、どういう位置づけされているか。町長が答えなかったら、総務課長が教えてください。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 行政報告の意味がわからなくて聞いているのですかね。行政報告って書いている字のごとくでしょう。やったことを報告するということです。これは4年間にわたって私はそれを報告したまでのことです。

今何を質問したのか。怪文書を見て、その怪文書を読んでいたのが質問なのか、よく知りませんが、私はこの次世代育成支援についても議員の皆さんご存じのように森高校にかなりの支援をよその町ではやらないようなことまでさせていただいております。昨年1年間でこの3組というものを4組にまた戻させていただきました。これも道のほうでは、これだけ道立高校に力を入れてくれている、我々も何としても森高校を4クラスにまたしたいのだというようなことを言うてくれまして、それはもちろん森高校も努力しましたが、そういうようなことでやっています。ですから、この次世代育成支援についても、そして高齢者のことについてもいろんな意味で私はやってきております。ただ、病院のことについては、ある議員に非常に邪魔されて改革がおくれたことも事実でございました。ですけれども、私はこの病院を何としても森町の町民が安心して、この森には国保病院があるから、これなら安心だというようなことを言えるようなそういう病院にしようというのが次のあれでございます。自分のかたい決意でございます。そういう意味においてもまだまだやり足りないことがありまして、堀合議員はもうおまえは立候補しないほう

がいいのではないかというお話でございます。聞くところによると、森町を考える会の責任者の一人が堀合議員だということでございます。ぜひ町民の皆さんにそういう方を出していただいて、また誰もいなかったら堀合議員か、もう一人の議員が責任を持って出るのだという話も聞いております。ぜひ堀合議員、そんなことを言わずにあなたが出て、そして私とどっちのほう町民に支持されているか、それを私はしてもらいたい。それで私は初めて町民の声がおわかりになるのではないのかなと、そのように思っております。ぜひそういう意味で私は今後とも立候補せずではなく、立候補して頑張っていきたいと、そのように思っています。

以上です。

(何事か言う者あり)

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 先ほど木村総務課長がお答えしましたけれども、私はそれで十分だと思います。また、新卒だとかそういうまた違う件については、これは公募等そういうものを使い分けながらやっていくということが妥当性があることだと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 堀合議員、端的にお願いします。

○9番（堀合哲哉君） では、ありがとうございます。

行政報告は、町長のお言葉をかりますと何でもできるのだという、そういう答弁です。残念ながら違いますので、あなたがまた最悪の場合、町長になられてきたらしっかりと勉強してください。重要な事業の執行状況や閉会中の主な出来事、それを執行機関側から議会に対し口頭または文書で行うのを行政報告というのです。

○議長（野村 洋君） 傍聴の方、静かにお願いします。

○9番（堀合哲哉君） 何でもできる、それはあり得ない。そのぐらいの認識を持っていただきたい。

それから、公務員の募集ですけれども、そのまんまでいけば佐藤町長がしがらみのない人事にすると行ったけれども、しがらみだらけの人事なのです、結局。当選して入ってきたときだけしがらみのない人事にすると。しがらみがなくて公平なまちづくりを言ったのですよ。もう4年たったら、それももう全部打ち消してしまう。私、全く4年間の町民への約束事もさっぱり守らないというだけの話なのです。

それから、先ほどほかの議員の質問に町長答えた場面でもあるのですが、何か議員が言

うと、おまえになんか言われたくないという言葉を使うのです。私に何と言いましたか、今。とやかく指図はされたくない。よく二元代表制とか、何か口でしゃべるけれども、全くわかっていない。やっぱり社長です。だから、同僚議員の質問にも社長なら首にできるけれども、公務員だからできないのだとさっきおっしゃったばかりでしょう。それをこの公の前で言うということは恫喝そのものなのですよ、職員聞いて。あなたは恫喝していないと言うけれども、結局そういうことなのです。だから、そのことをしっかり注意すべきではないのかと。非常に間違いだらけの答弁ですので、そのことだけは指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 答弁はよろしいのですか。

○9番（堀合哲哉君） 要りません。

○議長（野村 洋君） 9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

これで日程第4の一般質問を終わります。

2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時41分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（山田春一君） 議案第1号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開き願います。また、説明資料といたしまして資料ナンバー1を提出しておりますので、新旧対照表をご参照願います。このたびの一部改正につきましては、火災予防条例のもととなっている国の基準改正によるものでございます。近年エコカーとして注目されてきている電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車の急速充電設備について、対象火気等設備の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準が新たに定められたことに伴い、本条例に第11条の2として急速充電設備を新設追加するものでございます。資料ナンバー1の1ページから2ページ、改正案、下線部上段でございます。さらに、3ページから4ページにつきましては条文、条項の改正であります。

なお、附則といたしまして、施行日は平成24年12月1日からとなります。

また、経過措置につきましては、この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の森町火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 森町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○防災交通課長（福田繁幸君） 議案第2号 森町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせまして資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願いたいと思います。提案理由でございますが、本案は災害対策基本法が改正され、これまで市町村の災害対策本部を設置することができるかと定めていた規定が別条項に新たに規定し直されたことに伴い、所要の条例における災害対策基本法の引用条項を改めようとするものであります。

新旧対照表でご説明いたします。第1条で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項とありますものを同法第23条の2第8項に改めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行することとなっております。

以上、森町災害対策本部条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第7、議案第3号 平成24年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(木村浩二君) それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町一般会計補正予算の第4回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,818万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億9,170万8,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。歳入ですが、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金の474万9,000円は、保育児童措置費と障害児施設給付費に係る国の負担金でございます。

同じく項2国庫補助金、目6農林水産業費補助金、節1水産業費補助金の8,600万円は、砂原漁協が整備する製氷施設に係る国からの補助金でございます。

続いて、款15道支出金、項1道負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金の237万4,000円は、国と同様で保育児童措置費と障害児施設給付費に係るものでございます。

同じく項2道補助金、目2民生費補助金、節1社会福祉費補助金の489万4,000円は、要援護者対策を整備するための補助金でございます。

続いて、8ページ、9ページでございますが、款16財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入、節2その他の不動産売却収入の530万6,000円は、桂川、尾白内地区の分収林売り払いによる配分金でございます。

続いて、款18繰入金、基金繰入金の700万円ですが、七飯町にありますグリーンピア大沼の宿舎などを解体するために基金から繰り入れをするものでございます。

続いて、款19繰越金の4,950万円は、財源調整のため計上するものです。

続いて、10ページ、11ページの款20諸収入の中での雑入では、北海道漁船海難救済基金協会の解散に伴う出捐金返還金が主なものでございます。

続いて、款21町債の臨時財政対策債の1,228万8,000円の減額は、借入額の確定により精査をするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。歳出ですが、款2総務費、項1総務管理

費、目4財産管理費の工事請負費700万円は、グリーンピア大沼に賃貸しております七飯町にある宿舍等が経年劣化による傷みが激しく、周辺の住宅街への環境も配慮するために解体工事を実施しようとするものです。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費、節13委託料の487万3,000円は、北海道から補助金を受けまして要援護者マップ整備事業を委託しようとするものです。

続いて、項2児童福祉費、目3保育所費、節13委託料の467万8,000円は、広域入所児童数の増加によるものが主なものでございます。

次に、14ページ、15ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費の節4共済費と節7賃金は、環境衛生業務に係る臨時職員の雇用延長をお願いしようとするものです。

同じく目3予防費、節11需用費の254万1,000円と節13委託料の107万円は、いずれも不活化ポリオワクチンと4種混合ワクチンへの移行に係る経費が主なものでございます。資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

同じく目4保健事業費……失礼しました。保健事業費、目5保健センター管理費は、地域づくり総合交付金の地域再生加速事業に係る経費が主なものになっております。資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、16ページ、17ページの款5労働費、項1労働諸費、目2緊急就労対策事業費の976万5,000円は、例年実施しております冬期就労対策事業に係る委託料でございます。

続いて、款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費の節4共済費と節7賃金は、農業振興地域計画の見直しを行うため臨時職員を雇用しようとするものです。

次に、18ページ、19ページの項3水産業費、目2水産振興費、節19負担金補助及び交付金の8,600万円は、砂原漁協が設置する製氷施設に対する国からの補助金でございます。

また、目3水産施設管理費の需用費の108万4,000円は、重機の修繕料でございます。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費では、暗渠側溝清掃業務の委託料200万円と上台10号線道路施設改修費300万円が主なものです。資料ナンバー6と7を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、20ページ、21ページの目3道路橋梁新設改良費では、石倉町管理道路改良舗装に係る工事費と用地買収費を計上しております。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

同じく項5都市計画費、目3下水道費の630万円は、公共下水道事業会計に対する補助金でございます。

次に、22ページ、23ページの項6住宅費、目1住宅管理費の修繕料ですが、小破修繕の増により所要の経費を計上するものでございます。

続いて、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節19負担金補助及び交付金の126万2,000円の減額は、北海道森高等学校振興会の補助金の減額が主なものとなってございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。

○10番（中村良実君） それでは、9ページの款16財産収入のところでお聞きをいたします。530万6,000円、ただいまの説明ですと分収林と言っていましたね。これは、公団分収林でないのかなと、そう思うのですが、この材というのは間伐材なのか、皆伐材なのか、支障木なのか、それからその齢級、何齢級なのか、お願いします。

○農林課長（久保康人君） お答えします。

分収造林で、先ほど総務課長が言ったとおり地区は桂川ともう一カ所、尾白内地区の分収林、造林における内容は間伐材でございます。齢級については、今ちょっと資料を持ってきておりませんので、確認次第ご答弁をさせていただきます。

○10番（中村良実君） とともに間伐材、公団分収林の関係ですね。間伐材をするときに、この間伐材というのは再利用はしないと。でも、するのですよね、金額見ているから。いかがですか。

○農林課長（久保康人君） これは、間引きしておりますので、ヘクタール当たり何本という形で決まっております、乱伐してきましたので、間伐をしたわけでございます。間伐した部分については、一般材とパルプ材という形で販売しております。

以上でございます。

○10番（中村良実君） 私の意図しているところがなかなか出てこないのですが、間伐材であれば、しかもそれは製材として売るということですね、今のお話を聞きますと。そうしますと、最低でも7齢級ぐらいになっているのかなと。もっとなっているかもしれません。そのぐらいになっている材なのですが、これはもう既に間伐を終えたということなのでしょうか、それともこれからやるということなののでしょうか。その場合、今までやるにしてもこれからやるにしても間伐材ですから、林地内に恐らくは道路をつけますね。夏であれば道路をつけますね。その林間に道路をつけて作業をするというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○農林課長（久保康人君） 道路については、昨年、23年度に作業道をつくってございまして、そこから出してございます。それで、先ほど材料と言いましたけれども、一般材料は径が14センチから36センチまでありまして、それぞれ平米数、相当数で出ておりますけれども、それは再利用をする。あとは、品種はトドマツでございますけれども、これも径が6センチから36センチでございますけれども、これは12尺とれないだとか、ひび割れしているとか、いろいろございますけれども、そういうものについてはパルプ材という形で使用をさせていただいています。

○15番（黒田勝幸君） 18、19、土木費、節の15工事請負費300万、上台町の10号線です。これは、説明資料も7ページにございます。これは、あそこ道路拡幅のときからいろいろこれは問題になっておりましたよね。そういうようなことで、ようやく改良するのかなと、

こう思っているのですけれども、現状どういうふうに変えるのでしょうか。

○建設課長（小井田 徹君） お答えします。

今の住んでいらっしゃる方の家のほうに近くにありますがこの防雪さくを若干車道側のほうにずらして新しく設置します。その区間が資料の中の側面図にあります右側の既設区間5.19メートルをそちらのほうに移設しまして、それと並ぶようにして新設区間の3.46メートルを設置します。今現在ある側溝の位置をずらしまして、側溝とそのさくを交換するような位置関係になると思います。今まで屋根に近い部分を離してやると。それによりまして、雪がたまらないようにして道路の間に落ちるようにすると、そういうような方法であります。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 現状あるものをもう少し道路側にずらすのだと、それで屋根との間があくから、それで解決するのかなということなのでしょうけれども、それで一冬越さないといけないことだと思いますけれども、それで大丈夫なのかね。ということは、あそこは結局従来は軒の部分が氷が張りまして、それで雪がストレートに落ちないわけでしょう、間が幅ないものだから。だから、私また屋根に電気を入れて解かすものでもやるのかなと思って、この間建設課の方があそこを見に来てあったから、どういう工法ですかのかなと思っていたのです。そうしたら、今それをずらすということだから、それで本当に解決するのかなと。解決すればいいのですけれども、危惧していたのです。だから、電気でもやったほうがいいのかとも思っていたのですけれども、その辺は見解としてそういうふうになった理由はそのほうがいいのかということになったのですか。

○建設課長（小井田 徹君） お答えします。

電気という方法に関しましては、正直検討いたしませんでした。これだけ離すと雪の重みでその屋根と防雪さくの間でひっかかって落ちないということは、まず間違いなくないと判断いたしました。

以上でございます。

○3番（宮本秀逸君） 15ページ、先ほどポリオの話がございましたけれども、これは資料ですと4ページでしょうか。生ワクチンから不活化ワクチンに変更していくのだというお話でございましたけれども、私は余りわからない状況にありますので、この実態とかをちょっと詳しく説明願いたいと、こんなふうに思います。

○保健福祉課参事（金丸由起子君） お答えいたします。

不活化ポリオワクチンですけれども、現在行われているのは生のポリオワクチンということで、1人のお子さんが2回飲めば免疫ができるというふうにされております。ただ、生ワクチンですので、飲んだ場合に本人、飲んだ本人ですけれども、10万人に接種1.4人に相当する人数の割合でやはり実際に麻痺が出てしまうというような副反応があります。また、本人の周りでお母さんとか保護者の方が免疫がないような場合には、やはりその周りの方にもそういった麻痺が生じる可能性が400万人に1人というようなことで、生のワク

チンであるがゆえにそういった健康被害を受けてしまうというようなことがありますので、そういったものを予防するという意味で今回は不活化ポリオワクチンへの移行を国が決めたというふうになっております。

以上です。

○13番（三浦浩三君） 18ページ、19ページの土木費、目2道路橋梁維持費、その中の節13委託料、暗渠側溝清掃費、それが今ここに200万、3カ所、この清掃費載っていますけれども、これは多分に当町の低地の部分、要は海拔1メートル、2メートル地区というのが随所にあると思うのですけれども、常にこの暗渠排水の流れが悪いところというのはいつも話題に上ってくる場所がたくさんあると思うのです。それで、こういうところを常に維持管理していくためには、この清掃というものは非常に大事なことでないかなと、そう思います。そして、去年の震災のとき、それ以降あちこちでこの清掃をきちっとやってくれないかという話があるものですから、できればこの200万円と言わずに定期的にもっと回数を増やした、また金額的にも地域住民が安心できるような環境整備というものをできないものか。今年度は、これ補正で今200万出ていますけれども、あとそういうもので維持するような箇所というのはどのくらいあるものなのですか。

○建設課長（小井田 徹君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、実際暗渠で砂が詰まるという箇所はかなりあります。何カ所と言われまして今すぐお答えできませんが、実際にどこを流れている、どのような径のものが流れている、そういう箇所で特に砂原地区、旧国道、今現在の道道から海に向かっての間が把握できていない部分が多数あります。今年度もちょっと予算を盛り込めなかったのですが、来年度もまた予算要求いたしまして、調査できればしていきたいとは思っております。実際300万で今回の箇所もやればよかったのですが、結構やはり住民の方から側溝詰まっているとか、そういうようなご指摘ありましたので、今回200万補正しましたけれども、今後雨等これで何とか掃除して対応していければなど、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 13ページ、総務管理費の工事請負の町有地建物、これは七飯の宿舎の解体700万が上がっていますけれども、700万出ていますけれども、このグリーンピア大沼の賃貸されている会社と町との契約の中身、こういう物件がある場合にどのような対応をするか、ちょっと内容的に教えていただきたいのですが。

○企画振興課長（金谷孝己君） お答えいたします。

賃貸借契約書の中の第7条に実質的に内容変更を伴う改修、修繕は森町が行うと、そういう項目がありまして、今回このような解体工事を提案しております。

○2番（山田 誠君） 内容変更の場合は森町が行う。ただ、私が言いたいのは、今までのこの物件の維持管理をいかにやってきたかと。これは、町のほうでは把握しておりますか。というのは、これからいろんなものがたくさんあるわけですが、森町で保有している部

分が。そうすると、また同じものが出た場合に同じような対応をするということには私はならない。だから、きちっと受けたほう、要するにグリーンピア側のほうで維持管理しておれば、こういうふうな格好の悪い姿にはならなかったであろうと思うので、たまたま町の保有だからそういう町でやらなければならないということには私はならないと思うのだけれども、その辺をもう一度お願いします。

○企画振興課長（金谷孝己君） お答えいたします。

この物件につきまして町が十分把握していなかった、このような状況を十分把握していなかったのは事実でありますので、その他の部分についてはグリーンピアの今現在のグリーンピア大沼株式会社と随時打ち合わせをしながら中身を進めておりますので、このようなことはないと思います。

以上です。

○2番（山田 誠君） 今回のやつはよく把握していなかったということで理解している。何か今の答弁ならそういう言い方なのですけれども、やむを得ない場合はやむを得ないのだけれども、さっき私が言ったようにまだいろいろあるわけです、ほかのほうに。そうした場合に、今一般財源が少ない中で700万、1,000万というと森町とすれば先ほどの話でないけれども、大金になるわけなので、もう少しそこら辺を厳密に調査して日々管理監督するのが町の役目だと思うのですが、その辺はいかがですか。

○企画振興課長（金谷孝己君） お答えいたします。

山田議員のおっしゃるとおり、日々状況を把握しておくのが我々の務めだと思いますが、大変申しわけありませんが、七飯のこの部分につきましては状況を十分把握していなかったというのが事実でありますので、大変申しわけなく思っております。

以上です。

○4番（松田兼宗君） 今のところの絡みなのですが、全員協議会の中でこの件に関しては総務課長と随分話をしているのですが、要するに今後の話は済みませんでしたという話ではないのです、私に言わせると。前にも言ったように責任はどこにあるのですかと言っているのです。こういう問題が起きるといのは、グリーンピアにあったのですか。要するに今の答弁だと町側、こちらに非があったという話になってしまうのだけれども、なぜそういうことになったのか。はっきりしたほうが今後のためにも……だからどこが管理して、そして誰が責任を持ってやっているのか。それをはっきりしないと、今後まだこういう問題が先ほど山田議員もおっしゃっているように出てくるだろうと思っているのですけれども、この辺ちょっとお願いします。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

我々の管理が行き届かなかったということについては、本当に大変申しわけなかったと思います。先日、グリーンピア定期運営協議会がございまして、企画振興課が窓口となってやっておりますが、その中に私も委員として入っております。その終了後にちょうど宮田社長が見えられていましたので、この件について協議をさせていただきました。まず、

この物件はグリーンピアの一体施設としてお貸しをしていたと。グリーンピアが借りていたということがあります。その中で、17年の契約当初になるのですが、その時点では今のような状況だったらしいのです。それで、グリーンピアとしては使用できないということだったそうです。それで、ただ町とグリーンピアの契約としては、国から全部移管されたものを全部グリーンピアに貸すという基本条件がありますので、そこだけは抜けないということがあったそうです。ですから、あそこの施設も一体施設としてグリーンピアに貸したが、使用できる状態ではなかったで、そのまま周辺の維持管理だけはグリーンピアが実施してきたということになってございます。その中で、経年劣化をしてくまして壁が落ちてきたり、その点についてはグリーンピアが独自で直した経緯もあったそうです。そして、今回こういうことになりましたので、いつもいつも双方どちらでやるのだということではなく、これについては持ち主である森町が解体をして環境整備を行っていくというふうに決めたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○4番（松田兼宗君） 同時に同じ建物、同時期に建った寮がありますよね。同じ時期ですよね、それを建てたとき。なぜこんなに傷んでいる。グリーンピアの所有だったときから既にこういう状態だったという話なのだけれども、だから結局その時点でなぜわからなかったのかよくわからないのだけれども、場所的に七飯町にあるからといえばそれまでのんでしょうけれども、その辺まだ今後町外にある部分ありますよね。とすれば、今後その辺の管理をどうやっていくのかも含めて考えていかなければならないのだというふうに思うのです。それと、先ほども言ったようにどうも今の答弁を聞いて話を聞いているとどこに責任があったのか、町側にあったのはいいのだけれども、どういうシステムでそういうふうになったのかがよくわからない。その辺をちょっと説明していただければ。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

この建物は、旧グリーンピアと言ったらいいのでしょうかね。町に来る前からあるもので、年金福祉財団ですか、その当時は使用していて、平成10年くらいまでは使っていたということでございます。その後は使われていないまま、管理がどうなっていたかは定かではありませんが、使われないうまま平成17年に森町が買い取ったということでございます。その買い取ったときに、やはり時間がない中でお互い進めた経緯はあったそうです。グリーンピアのほうもここにこういう建物がある、土地があるということはきちんと把握をしていたかどうかというのは、ちょっとその時点ではわからなかったそうです。それについては町のほうも落ち度はあると思うのですが、その中で契約更新の中でこの物件が出てきて、見に行ったらこういう状態だったということらしいのです。この時点でもう手がつけられない、住むこともできない、使用もできないということになったので、周辺の草刈りだけは年2回から3回は実施してきたということでございます。

○4番（松田兼宗君） 年2回の草刈りというのは、グリーンピア側がやっていたということ。

○総務課長（木村浩二君） そうです。

○11番（小杉久美子君） 同じく13ページの3の民生費、節の13委託料のところでお聞きいたします。先ほどの説明では、私立、公立保育所広域入所児童委託料で児童の増加と説明を受けたと思いますけれども、これは何カ所の保育所で何名分の金額となるのか教えていただきたいと思います。

○住民生活課長（竹内 明君） 私立につきましては、当初3名を見込んでおりましたけれども、これが9名ということになったものでございます。それと、公立保育所に関しては1名が2名になったということでございます。箇所につきましては、公立保育所が1カ所、私立保育所が5カ所でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 質疑ありましたか。いいですか。

討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 質問ですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっとそこまでいきましたので、済みません。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（川村光夫君） 議案第4号について説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億25万3,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について説明申し上げます。款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、平成23年度繰越金14万2,000円を財源とするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出について説明申し上げます。款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料14万2,000円は、平成23年度国庫負担金精算に係る償還金でございます。償還金の中身としましては、国庫出産一時金と高齢者医療の制度円滑運営事業によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎答弁保留の件について

○議長（野村 洋君） 先ほど答弁漏れしていましたが久保課長から答弁の申し入れがありますので、ここで答弁をさせます。

○農林課長（久保康人君） 先ほどの齢級の話なのですけれども、桂川団地は10齢級、それから尾白内団地については9齢級でございます。なお、ちょっと答弁漏れがありまして、販売したかしないかについては、もう販売は終わってございます。

以上でございます。

◎日程第9 議案第5号

○議長（野村 洋君） それでは、日程第9、議案第5号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（山田 仁君） それでは、議案第5号について説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算の2回目となるものでございま

す。

歳入歳出それぞれ1,134万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億3,648万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明を申し上げます。4ページをお開き願います。歳入、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金の244万8,000円は、平成23年度介護給付費負担金の追加交付でございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1介護給付費交付金の174万8,000円は、平成23年度介護給付費交付金の追加交付でございます。

款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金の661万2,000円は、介護給付に要する費用の道負担金の過年度精算分でございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他の繰入金、節1職員給与等繰入金の53万6,000円は、先ほど議案第3号の一般会計補正予算の歳出で提案ありました民生費、社会福祉費からの繰り入れをするものでございます。

続きまして、歳出ですが、6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料の42万2,000円及び節3職員手当の11万4,000円は、6月の人事異動に伴うものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料の80万8,000円は、平成23年度国庫支出金、道支出金等の精算返還金でございます。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節25積立金の1,000万は、介護給付費準備基金を積み立てようとするものでございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第6号 平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイ

クル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せずに、歳入歳出それぞれ4,951万2,000円にするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。歳出のみの補正でございます。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節12役務費の増額につきましては、施設で使用してございますフォークリフトの保険料でございます。また、節25積立金の減額につきましては、役務費の増額分を減額するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第7号 平成24年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の2億9,905万1,000円に2,320万5,000円増額し、支出総額を3億2,225万6,000円としようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2原水及び浄水費2,320

万5,000円の増額は、説明欄記載の修繕工事によるもので、そのうち濁川三岱浄水場原水前処理施設改良修繕工事1,974万円は、鉄マンガンを多く含んでいる地下水を水源としていることから、除鉄、除マンガン処理の浄化機能の向上を図るための工事であり、配水施設の維持のため必要と判断し、計上いたしました。資料番号9、10をご参照ください。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページからです。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第8号 平成24年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款下水道事業収益を既決予定額の3億9,044万4,000円に630万円増額し、収入総額を3億9,674万4,000円にしようとするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億8,645万8,000円に630万円増額し、支出総額を3億9,275万8,000円にしようとするものでございます。

第4条の他会計からの補助金につきましては、既決予定額の2億976万1,000円に630万円増額し、補助金の総額を2億1,606万1,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金630万円の補正は、森町公共下水道事業認可変更に伴い、一般会計補助金が増額となったものです。

続きまして、資本的収入及び支出の支出についてであります。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費630万円の補正は、森町公共下水道事業認可変更に伴い、委託料が増額となったものです。資料番号11をご参照ください。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第13、報告第1号 平成23年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、報告第1号 平成23年度森町財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんください。平成23年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表の中で実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載されておられません。実質公債費比率は17.0%で基準値の25%以内となっております。また、将来負担比率は145.1%で基準値の350%以内となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第14 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第14、報告第2号 平成23年度森町資金不足比率についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○病院事務長（柏渕 茂君） 報告第2号についてご説明させていただきます。

本件は、平成23年度森町資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんください。平成23年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足率は基準内となっておりますが、これは公立病院特例債の発行によるものであり、計画的な返済が求められることから、経営改善に向けた取り組みが必要であるという個別意見でございます。

以上、報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上下水道課長（石島則幸君） 本報告は、平成23年度森町資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付し、報告するものでございます。

この表は、水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、次ページをご参照ください。この表は、下水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎日程第15 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第15、認定第1号 平成23年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成23年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成23年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第15、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時38分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に菊地康博君、副委員長に東秀憲君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月4日から9月13日までの10日間を休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては9月5日午前10時開会とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月13日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 次回は、9月14日午後1時半開会とします。

延会 午後 3時40分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成24年9月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員